令和７年９月府議会定例会

農 商 工 労 働 常 任 委 員 会

報　　告　　事　　項

農 林 水 産 部

報　告　事　項　目　次

１　第５次京都府食育推進計画の策定について･････････････････････　資料１

２　京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の改定について
･･　資料２

３　１級河川防賀川及び田辺排水機場改修工事委託契約変更について
･･　資料３

４　京都府過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展計画の改定について（中間案）･･　資料４

５　持続可能な京都の漁業に関するプラン（仮称）の策定について･･　資料５

６　丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について･････････････････････　資料６

７　京都府内水面漁業振興計画の改定について･････････････････････　資料７

別冊資料１　「京都府過疎地域持続的発展方針（令和８年度～令和１２年度）」

別冊資料２　「京都府過疎地域持続的発展計画（令和８年度～令和１２年度）」

資料１

第５次京都府食育推進計画の策定について

令和７年９月
農林水産部

食育基本法に基づき令和３年３月に策定した「第４次京都府食育推進計画」については、令和７年度末をもって計画期間が満了することから、次期計画の策定に向けて、下記のとおり準備を進めておりますので、御報告いたします。

記

１　策定の趣旨

これまでの取組の成果・課題の総括に加え、食と農への理解醸成を図り、持続可能な農林水産業・食品産業の振興につなげるため、企業をはじめ多様な主体との緊密な連携・協働により、府民運動として効果的な食育を推進することを目的に策定する。

２　策定の進め方

（1）策定方法

「京都府食育推進懇談会」を４回開催し、意見聴取の上、策定
（食物栄養や食品生産等の学識経験者、地域・学校・企業等の実態に精通した専門家で構成）

（2）計画期間

令和８年度～12 年度の５年間

３　第４次計画の総括

（1）成　果

○ 食育の活動主体の拡大
- 「きょうと食いく先生」授業数や「食の安心・安全ヤングサポーター」養成者数の増加
- 市町村食育推進計画の策定市町村の増加（Ｒ２：17 市町村 → Ｒ７：23 市町村）

（2）課　題

○ 家庭における食育の推進に係る取組について目標未達成
- 朝食を毎日食べる府内小・中学生の割合の向上
- 若い世代における主食・主菜・副菜を組み合わせた食事等による食生活の改善

→　府民の食や農への理解醸成を図り、府民の主体的な行動変容につなげていく工夫が必要

４　第５次計画の主な検討事項・特徴（案）

（1）多様な主体による食育の推進

○ 大人の食や農への理解促進を通じた家庭における食生活の改善＜新規＞
→　企業における食育推進の強化（「きょうと食育ネットワーク」に新たに企業参画を推進）

○ 子ども、若い世代の望ましい食習慣の定着
→　従来の「家庭・学校・地域」における取組の強化（専門家派遣、企業との連携強化など）

（2）持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

○ 将来の農林水産業・食品産業の担い手確保や適正な価格形成への理解促進＜新規＞
→　若い世代へ農林水産業の魅力や大切さを伝える体験学習（農林水産業人材確保育成戦略）

○ 自ら食を選び始める世代の食への理解向上（大学等での学びの提供）
→　「きょうと食育ネットワーク」、「きょうとの食育サポート企業」による食育の取組やオンラインによる効果的な情報発信の強化（企業間の取組連携）

５　スケジュール

・令和７年９月　　９月府議会定例会農商工労働常任委員会　（概要報告）
・令和７年 12 月　１２月府議会定例会農商工労働常任委員会　（中間案報告）
・令和８年１月　　パブリックコメントの実施
・令和８年２月　　２月府議会定例会農商工労働常任委員会（最終案報告）

＜参考１＞「第４次京都府食育推進計画の概要」

〇計画期間　令和３年度～７年度までの５年間
〇施策の展開
　(1) 家庭における食育の推進
　(2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進
　(3) 地域における食育の推進
　(4) 食育への関心の向上
　(5) 新しい生活様式・新たな日常への対応
〇推進体制　88 団体で構成する「きょうと食育ネットワーク」による府民運動として推進

＜参考２＞「きょうと食育ネットワーク」

府内において食育に取り組む様々な関係者が集い、それぞれの特性を生かしながら、協働し、府民運動として食育を推進するため、平成 19 年に結成。

〇 構成団体：８分野、87 団体（令和７年８月現在）

・保健衛生関係(11 団体)	・大　学　関　係(10 団体)	・報　道　関　係(９団体)
・農林水産関係(22 団体)	・商　工　関　係(５団体)	・行　政　関　係(７団体)
・教　育　関　係(14 団体)	・消 費 者 関 係(９団体)	※企業関係を新設、参画を進める

＜参考３＞食育基本法（抜粋）

（食育推進基本計画）
第１６条　食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

（都道府県食育推進計画）
第１７条　都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」と いう。）を作成するよう努めなければならない。

（市町村食育推進計画）
第１８条　市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村 の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進 計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

資料２

京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の改定について

令和７年９月
農林水産部

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「ため池特措法」）（令和12年度までの時限立法）に基づく「京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（以下「推進計画」）について、下記のとおり改定を予定しておりますので、御報告いたします。

記

１　改定の理由

推進計画は、ため池特措法に基づき「防災重点農業用ため池(※)」に係る防災工事等の実施に関する事項を定めており、ため池特措法の施行後５年を目途に再検討を行うこととなっているため、前期（令和３～７年度）の実施状況等を踏まえて改定するもの

（※）　堤体の健全度合に関わらず決壊した場合、人的被害が想定される農業用ため池

２　前期計画の取組実績・課題等

（１）実　績（令和７年度実施見込み含む）

○ 農業用ため池1,507箇所のうち、防災重点農業用ため池614箇所の評価を実施
- 劣 化 状 況 評 価（市町村実施）：578／582箇所（99.3%）＜廃池除く＞
- 地震・豪雨耐性評価（京都府実施）：107／140箇所（76.4%）

○ 評価結果に基づき、強化・改修が必要な箇所の防災工事（廃池工事含む）を実施
- 防災工事（京都府又は市町村実施）：19／25箇所（76.0%）

（２）課題等

○ 前期計画における未実施分に加え、後期計画分への対応が必要
- 劣 化 状 況 評 価（市町村実施）：　４箇所（前期未実施の４箇所）
- 地震・豪雨耐性評価（京都府実施）：173箇所（前期未実施33箇所含む）
- 防災工事（京都府又は市町村実施）：　41箇所（前期未実施６箇所含む）

○ 以下の点を考慮し、より優先度の高い箇所から事業化を図ることが必要
- 防災工事に係る工事費の高騰に伴い、防災工事における予算規模の考慮が必要
- 事業化に向けた地元調整に要する期間の考慮が必要

３　今後の対応

○ 前期で実施した各種の評価結果に加え、地元や市町村の意見を踏まえ、優先度を判断するための基準を設定し、優先度の高い箇所から後期（令和８～12年度）の防災工事や廃池工事を実施する方向で実施予定箇所等を見直す。

○ 継続して防災工事を進めるため、ため池特措法の期間延長及び必要な予算の確保を国へ要望する。

４　今後の予定

令和７年９月　９月府議会定例会農商工労働常任委員会（概要報告）
　　　　12月　12月府議会定例会農商工労働常任委員会（中間案報告）
令和８年３月　２月府議会定例会農商工労働常任委員会（最終案報告）

【参　考】

■　推進計画の記載事項

①　防災工事等の推進に関する基本的な方針
②　劣化状況評価の実施に関する事項
③　地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項
④　防災工事（廃止工事を含む）の実施に関する事項
⑤　防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項
⑥　その他防災工事等の推進に関し必要な事項

■　前期・後期別の評価調査、防災工事等の計画及び実施実績

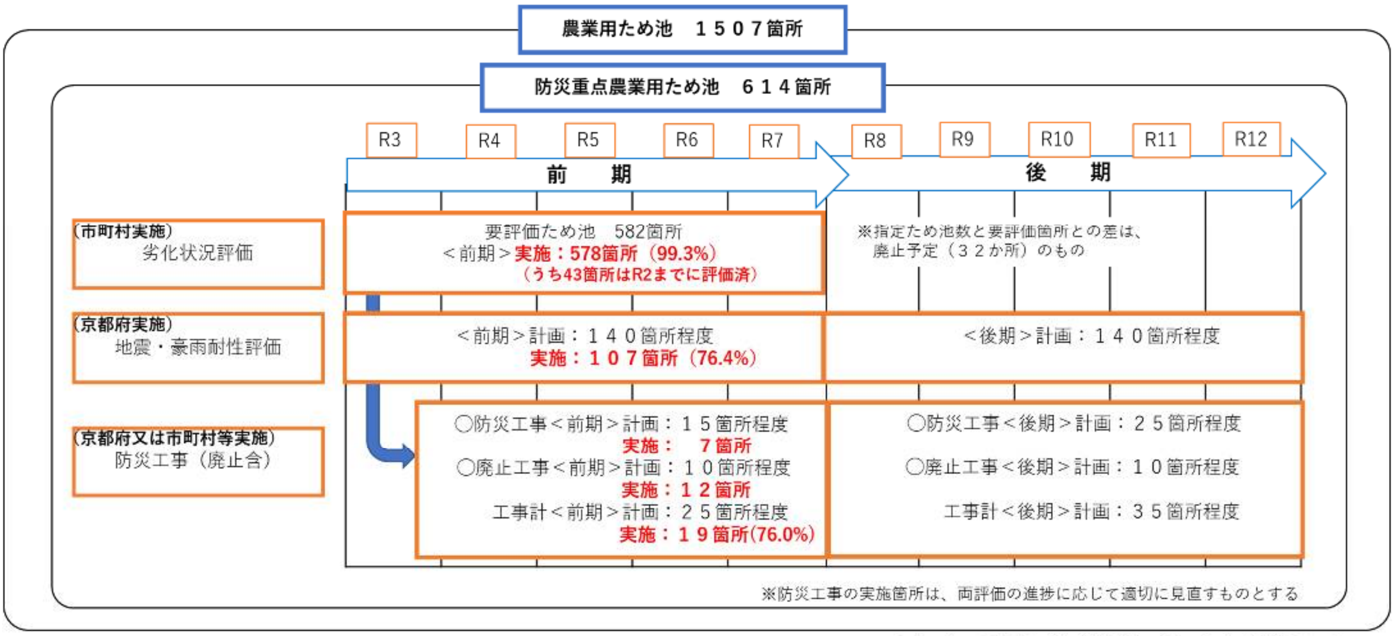

令和７年３月末時点（実施箇所数は令和７年度末時点見込み）

資料３

１級河川防賀川及び田辺排水機場改修工事委託契約変更について

令和７年９月
農林水産部

京田辺市の１級河川防賀川の改修工事（建設交通部所管）と田辺排水機場の改修工事（農林水産部所管）を効果的かつ経済的に推進するため、一体的に合同樋門（新西浜樋門）を整備することとし、令和５年３月から堤防管理者である国土交通省近畿地方整備局へ工事委託しているところです。この度、契約金額の変更を予定しており、本定例会の政策環境建設常任委員会に下記の議案が付託されていますので、御報告いたします。

記

（９月 25 日　付託分）

■第 10 号議案　１級河川防賀川及び田辺排水機場改修工事委託契約変更の件

区分	変更前	変更後
契約金額	1,093,824,600 円	1,689,811,200 円

工事名	１級河川防賀川及び田辺排水機場改修工事（樋門新設工）
契約金額	1,689,811,200 円
契約の相手方	大阪市中央区大手前３丁目１番 41 号　大手前合同庁舎 近畿地方整備局長　齋藤　博之
契約の方法	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第２号の規定による随意契約
契約履行場所	京田辺市田辺西浜地内から京田辺市田辺外島地内まで
契約期間	議会の議決を得た日から令和９年３月 31 日

資料４

京都府過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展計画の改定について（中間案）

令和７年９月
農林水産部

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」）（令和３～12年度までの時限立法）に基づく「京都府過疎地域持続的発展方針」（以下「府方針」）及び「京都府過疎地域持続的発展計画」（以下「府計画」）を改定することとし、下記のとおり中間案をとりまとめましたので、御報告いたします。

記

１　改定の理由

現行の府方針及び府計画は、過疎法の制定に伴い、令和３年度から５年間の過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項を定めたものであり、今回、令和８年度から５年間を対象にした内容に変更するもの。

２　現行の過疎対策の成果と課題等

（１）成　果

過疎地域（12市町村）において、市町村道や上下水道などの基盤整備、観光拠点施設などの産業振興、スクールバスの購入や運行、診療所の施設整備など、過疎対策事業が実施され、生活・社会基盤の整備が進捗

（※）令和３～６年度までにおける過疎地域12市町村の過疎対策事業債活用額：約228億円

（２）課題等

過疎地域では特に少子高齢化や人口減少が著しく､地域を支える人材が不足しており、引き続き産業振興や移住対策、少子化対策を積極的に進めるとともに、デジタル技術の導入・活用による生産性向上や地域活動の効率化を図ることが必要

３　改定の視点

京都府総合計画や市町村の意見を踏まえるとともに、持続可能な地域社会の形成や地域活力の更なる向上が実現できるよう、以下の社会情勢の変化を視点に加えて改定する。

・少子高齢化や人口減少の進行による経済活動や地域コミュニティの衰退
・デジタル技術による社会のスマート化の進展

なお、今回は人口動態に係る部分は変更せず、令和７年度国勢調査結果に基づき、令和８年度以降に改めて府方針の改定を検討（総務省確認）

４　府方針の主な改定の概要

（１）基本的な事項

・　市町村単位を超えた広域連携に取り組むため、京都府総合計画で掲げる「広域連携プロジェクト」などを推進することを追記

・　将来の人口減少を見据えて地域共同活動を継続するため、中間支援組織等の伴走により、複数集落が連携した地域運営体制づくりを推進することを追記

・　地域の持続的な発展を支援するため、従来の「ICT」に加えて、AIやIoT、ロボティクスなどの幅広い「デジタル技術」の利活用を進めることを追記

（２）主な分野別事項

①　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

・多様化する移住ニーズに対応するため、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍に関する条例」に基づき、市町村と連携し、移住者等が地域の担い手として活躍できる地域づくりを進めることを追記

・農山漁村コミュニティの維持・活性化を図るため、「京都府農林水産業人材確保育成戦略」に基づき、半農半Ｘや定年帰農など、様々な形で農林水産業への関わりを持ち、農山漁村を支える人材を育成することを追記

②　産業の振興

・地域が有する資源や独自の強みを活かし、オープンイノベーションにより、次代の産業を創出する「産業創造リーディングゾーン」の形成など、産業振興の取り組みの効果を府内全域に波及させ、地域の均衡ある発展を推進することを追記

③　子育て環境の確保

・全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備のため、「京都府子育て環境日本一戦略」や「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」により、市町村と連携した多様な保育サービスの提供や相談・一時預かり等の体制強化などを追記

④　集落の整備

・人口減少や高齢化が進む農山漁村集落において、地域共同活動の合理化・省力化を図り、将来の人口規模に見合う集落へ再構築することを追記

⑤　地域文化の振興等

・「文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」に基づき、府内各地の祭りや伝統芸能等の地域文化を魅力的に発信することで地域活性化につなげる取組を追記

５　府計画の改定概要

府方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、実施すべき施策に関する事項等を定めるもので、市町村と協力して講じようとする具体的な事業名・事業内容等に改定する。

６　今後の予定

令和７年９月　９月府議会定例会農商工労働常任委員会（府方針・府計画の中間案報告）
10 月　主務大臣への協議（府方針）
12 月　12 月府議会定例会農商工労働常任委員会（府方針・府計画の最終案報告）
12 月　府方針・府計画の決定
12 月以降　市町村議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画の改定

【参　考】

（１）過疎地域持続的発展市町村計画

過疎市町村が、過疎対策事業債を活用するためには、府方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定することが必要

（２）過疎市町村（12 市町村）

・全部指定（綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町）
・一部指定（福知山市（三和町・夜久野町・大江町）、木津川市（加茂町））

資料５

持続可能な京都の漁業に関するプラン（仮称）の策定について

令和７年９月
農 林 水 産 部

１　策定の趣旨

気候変動に伴う海洋環境への変化や水産資源の保護などの課題が顕在化し、海洋データやスマート技術を活用した技術革新の必要性が高まるとともに、府北部の地域振興の拠点として「サステナブルパーク」構想による企業集積の動きなど、京都府水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、持続可能な京都の水産業の振興を図るための効果的な施策を推進する。

２　策定の進め方

水産関係の学識経験者や生産・流通団体に加え、新技術開発、販路開拓、地域振興などの他業界の意見を採り入れるため有識者による検討委員会を開催し、幅広い視点で検討する。

計画期間は、令和８年度～令和１２年度の５年間とする。

３　主な検討内容

（１）海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全

・近年の高水温による影響を踏まえた漁船漁業の資源管理、養殖業の生産安定
・ＴＡＣ（漁獲可能量）魚種の拡大への対応（現７魚種→順次拡大（Ｒ７「ブリ」追加））
・藻場造成等によるブルーカーボン、ブルーシーフードの取組強化による海洋環境の保全

（２）生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化

・海洋データ・スマート技術活用研究のための府海洋センターの機能強化
・舞鶴漁港の機能強化による流通体制の整備、水産物のブランド化による付加価値向上
・経営力・技術力を備えた専門性の高い水産業人材の確保・育成

（３）地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化

・水産資源と漁村、漁港を最大限に活用した海業の取組推進
・海洋データの活用による新たな関連産業の創出（サステナブルパークへの企業誘致）
・漁村コミュニティを支える多様な人材の確保と漁村文化の継承

４　今後のスケジュール

令和７年	９月	９月府議会定例会農商工労働常任委員会（概要報告）
	１２月	12 月府議会定例会農商工労働常任委員会（中間案報告）
		その後、パブリックコメントの実施
令和８年	３月	２月府議会定例会農商工労働常任委員会（最終案報告）

資料６

丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について

令和７年９月
農林水産部
建設交通部

１ 趣旨

「丹後沿岸海岸保全基本計画」（平成17年９月策定、平成30年７月変更）は、海岸法に基づき、国が定める基本方針に沿って京都府が策定する基本計画であり、本計画に基づき海岸保全施設の整備等を実施することとしている。

この度、国の基本方針の変更に伴い、近年の気候変動による海面水位上昇などの影響を踏まえ、丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会を設置し、計画を見直すもの。

２ 対象範囲

福井県境界から兵庫県境界に至る、舞鶴市・宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の３市２町にまたがる延長約317kmの海岸線。

３ 現行計画の概要

①防護水準の設定

海岸及びその背後地の住民の生命や財産を守るため、高潮や津波等に対する堤防高さ等を設定。

②ゾーン区分ごとの整備方針

自然条件・社会経済条件・生活文化圏等を踏まえ、対象範囲を７つのゾーンに区分し、ゾーンごとで「防護」・「環境」・「利用」に関する整備方針を設定。

③海岸保全施設の配置計画

堤防や離岸堤などの配置計画を作成するとともに、沿岸の土地利用状況等を明示。

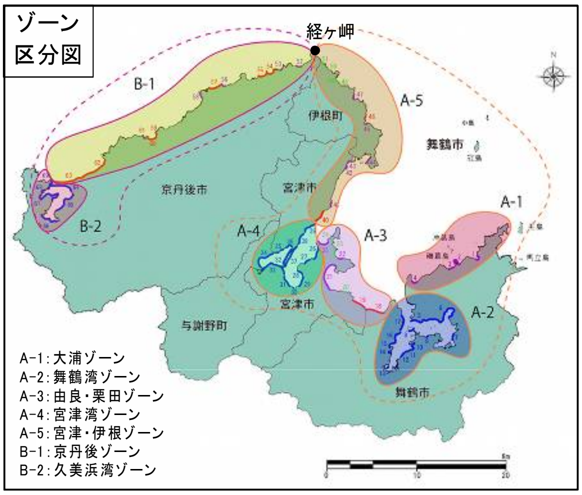

４ 計画変更の方向性

近年の気候変動により、平均気温が約２℃上昇した場合に想定される海面水位の上昇　等の影響を踏まえ、高潮や津波等の防護水準を見直すとともに、整備方針や海岸保全施設の配置計画等を再検討し、気候変動を考慮した基本計画に変更する。

５ 今後のスケジュール（予定）

令和７年度	９月定例会	概要報告
	２月定例会	中間案報告 その後、パブリックコメントの実施
令和８年度	６月定例会	最終案報告
	７月下　旬	主務大臣へ提出

資料７

京都府内水面漁業振興計画の改定について

令和７年９月
農 林 水 産 部

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、令和３年３月に策定した「京都府内水面漁業振興計画」については、令和７年度末をもって計画期間が満了することから、次期計画を下記のとおり策定する予定としておりますので、御報告いたします。

記

１　策定の趣旨

現計画で進める内水面水産資源の回復や漁場環境の保全などの取組を更に強化するとともに、府内の内水面漁業協同組合（15 組合。以下「内水面漁協」）の経営改善を図り、自然環境保全や自然体験・保養の場の提供など多面的機能を増進することにより、内水面漁業の持続的発展と農山漁村の活性化を図るための効果的な施策を推進する。

２　策定方法

漁業者・遊漁者の代表、学識経験者で構成する「京都府内水面漁場管理委員会」や、河川管理者等の関係者から意見を聴取し、次期計画の方向性や必要な施策について検討する。

なお、計画期間は、令和８年度～12 年度の５年間とする。

３　現計画の主な取組の成果と課題

（1）成　果

・種苗の汲み上げ放流や魚道の設置等により、鮎の天然遡上を増やす取組を支援
・東京都庁や大阪・関西万博等での鮎の普及啓発により、京都の内水面漁業の魅力を発信
・内水面漁観連携推進事業の創設等により、内水面漁協の経営改善に資する取組を支援

（2）課　題

・カワウ・特定外来生物等の被害による水産資源の減少
・気象災害や河川整備等による漁場環境の変化に伴う魚の生息環境の悪化
・遊漁収入の減少や物価高騰等による内水面漁協の経営悪化及び組合員の不足

４　次期計画の主な検討項目

○　他府県や市町村、関係団体などとの連携を強化し、カワウの広域管理・被害軽減や河川環境、魚の生息環境の改善など、これまでの取組のより効果的な推進

○　移住者や多様な地域人材と連携し、地域資源を活用した魅力ある内水面漁業の振興を通じて組合員の確保を図り、内水面漁協の経営改善と多面的機能の増進

○　電子遊漁券やＳＮＳによる情報発信、体験型イベント等による新たな遊漁者の確保

５　今後のスケジュール

令和７年	９月府議会定例会農商工労働常任委員会（概要報告）
	１２月府議会定例会農商工労働常任委員会（中間案報告）
令和８年	２月府議会定例会農商工労働常任委員会（最終案報告）

＜参考１＞「京都府内水面漁業振興計画」の概要

○計画期間　令和３年度～７年度までの５年間

○施策推進

１　内水面水産資源の回復

(1)内水面水産資源の増殖及び蕃色に関する取組

(2)カワウ・外来魚等による被害の防止

(3)魚病の蔓延防止

２　内水面における漁場環境の再生

(1)良好な水質及び安定した水量の確保

(2)森林の整備・保全

(3)内水面を増やす施設の整備

(4)生態系に配慮した河川整備

３　内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業の健全な発展

(1)健全な内水面漁業協同組合経営

(2)人材育成と担い手確保

(3)ブランド化と消費拡大

(4)多面的機能の発揮に資する取組の支援

(5)府民の理解と関心の増進

＜参考２＞「内水面漁観連携推進事業」の概要

○趣旨

京都の内水面が有する多面的機能の増進を図るため、内水面漁業協同組合が観光業等の異業種と連携して行う、内水面水産資源を活用した取組を支援する。

○事業概要（令和７年度）

・異業種連携推進事業（ソフト）

観光事業や新商品の開発等の新たなビジネスモデルの創出に資する取組を支援

・異業種連携推進事業（ハード）

体験施設や調理施設といったソフト事業の実施に必要な施設整備を支援

・普及促進事業

府内各内水面漁業協同組合のサポート及びＰＲ活動を支援

○事業開始年度

令和６年度～

＜参考３＞「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）の抜粋

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県計画）

第１０条　都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画（以下この条において単に「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

別冊資料１

改定（中間案）

京都府過疎地域持続的発展方針
（令和８年度～令和１２年度）

令和７年９月作成

京　　　都　　　府

目　　次

1　基本的な事項 ―――――――――――――――――――― 1
（１）過疎地域の現状と問題点 ………………………………… 1
（２）過疎地域持続的発展の基本的な方向 ………………………… 7
（３）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 …………… 12
（４）京都府の責務 ……………………………………………… 12
2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ―――――――― 14
（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 …………… 14
（２）移住・定住の促進 ………………………………………… 14
（３）地域間交流の促進 ………………………………………… 15
（４）人材の育成 ………………………………………………… 17
3　産業の振興 ――――――――――――――――――――― 18
（１）産業振興の方針 …………………………………………… 18
（２）農林水産業の振興 ………………………………………… 18
（３）地場産業の振興 …………………………………………… 21
（４）企業の誘致対策 …………………………………………… 22
（５）起業の促進 ………………………………………………… 22
（６）商業の振興 ………………………………………………… 23
（７）観光の開発 ………………………………………………… 23
（８）雇用開発・能力開発等の推進 ……………………………… 25
4　地域における情報化 ――――――――――――――――― 26
（１）地域における情報化の方針 ………………………………… 26
（２）情報通信設備整備と利活用促進 …………………………… 26
5　交通施設の整備、交通手段の確保の促進 ――――――――― 27
（１）交通施設の整備の方針 …………………………………… 27
（２）国道、府道及び市町村道の整備 …………………………… 27
（３）農道及び林道の整備 ……………………………………… 28
（４）交通確保対策 ……………………………………………… 28
6　生活環境の整備 ――――――――――――――――――― 29
（１）生活環境の整備の方針 …………………………………… 29

（２）簡易水道、汚水処理施設等の整備 ････････････････････････････ 29
（３）消防防災救急施設の整備 ････････････････････････････････････ 29
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ──── **32**
（１）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための方針 ･･ 32
（２）子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ･･･ 32
（３）障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ･･････････ 34
8　医療の確保 ──────────────────────── **35**
（１）医療の確保の方針 ･･ 35
（２）無医地区対策 ･･ 35
9　教育の振興 ──────────────────────── **36**
（１）教育の振興の方針 ･･ 36
（２）公立小中学校の整備等教育施設の整備 ･････････････････････････ 36
（３）集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備 ･･････････････････ 36
（４）地域の文化財の保存・活用 ･････････････････････････････････ 37
10　集落の整備 ──────────────────────── **38**
（１）集落整備の方針 ･･ 38
11　地域文化の振興等 ───────────────────── **39**
（１）地域文化の振興等の方針 ･･･････････････････････････････････ 39
（２）地域文化の振興等に係る施設の整備 ･･････････････････････････ 40
12　再生可能エネルギーの利用の推進 ─────────────── **41**
（１）再生可能エネルギーの利用推進の方針 ････････････････････････ 41
（２）再生可能エネルギーの導入・利用促進 ････････････････････････ 41
（３）環境の保全・資源の活用 ･･･････････････････････････････････ 41
（４）経済と豊かな自然の恵みが地域内で好循環する仕組みづくり ･････ 42

１　基本的な事項

（１）過疎地域の現状と問題点

（概況）

京都府の地形は、南北に長く、その歴史的背景や地理的状況等生活圏域の条件によって、丹後地域、中丹地域、南丹地域、京都市・乙訓地域、山城地域の５地域に区分される。

京都市・乙訓地域や山城地域は京阪神大都市地域の一角を占める京都市を擁するとともに、西日本国土軸に位置し、その立地条件によって京都市及びその周辺地域を中心に、人口、産業、高次都市機能等の集積が見られる。

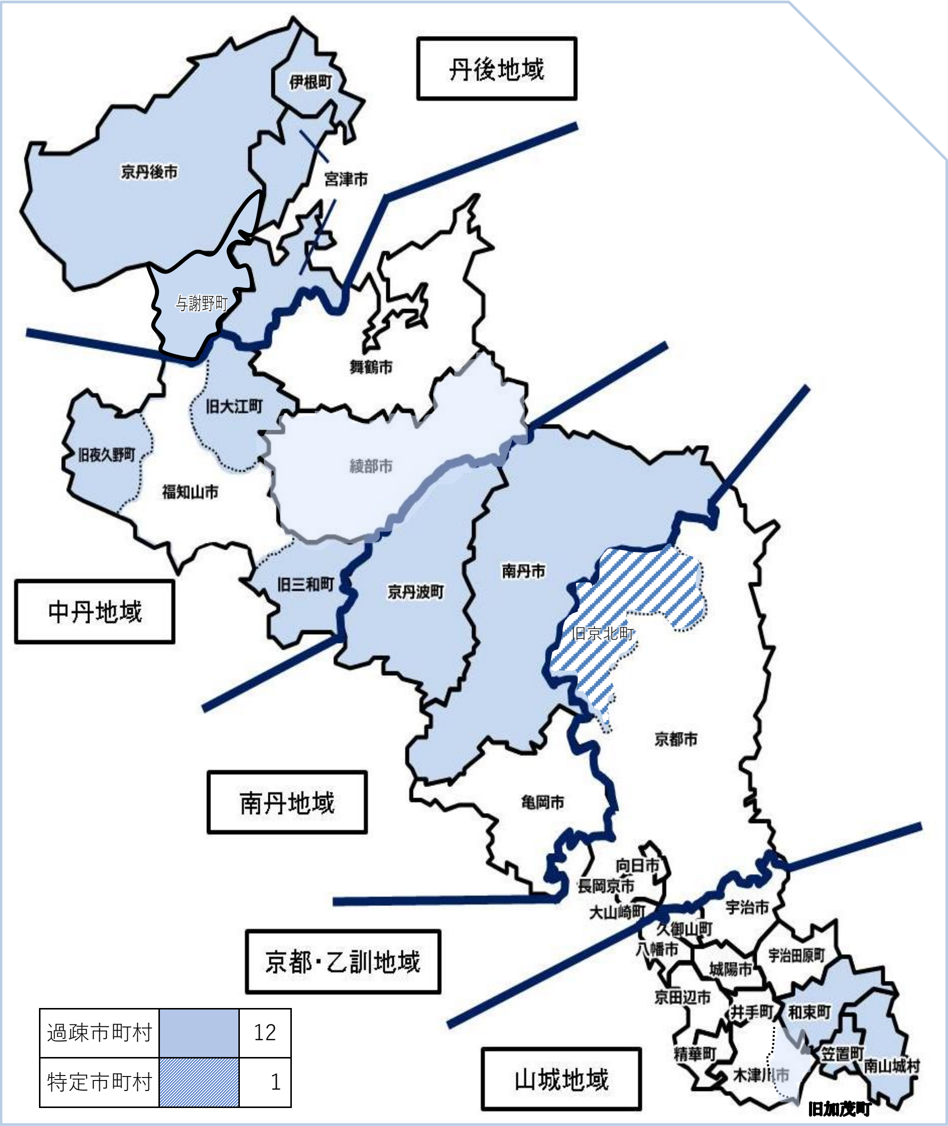

一方、丹後、中丹、南丹、山城・相楽東部地域は山地が多く、交通・情報通信網や上下水道など生活基盤の整備などが都市部に比べて遅れがちであることや、産業構造の変化による地場産業の衰退、人口流出などが過疎化・高齢化の一因となってきたが、京都縦貫自動車道の開通など高速交通網整備や、もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）の推進により、地域の資源を再発見・再認識し、誇りの持てる地域の創造による、個性のある地域づくりが進められている。

令和７年４月１日時点の府内の過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条、第四十一条及び第四十二条に該当する地域）の分布を見ると、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町が丹後地域に、福知山市のうち旧三和町、旧夜久野町、旧大江町の区域及び綾部市が中丹地域に、南丹市及び京丹波町が南丹地域に、木津川市のうち旧加茂町の区域、笠置町、和束町及び南山城村が山城地域にそれぞれ位置しており、京都市以北に大部分が分布している状況にある。

なお、旧法では過疎地域に指定されていた京都市のうち旧京北町の区域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においては非過疎となるが、附則第七条に基づき、特定市町村の区域として、経過措置が適用される。

これらの地域（過疎地域及び京都市旧京北町の区域）の面積は 2,807km2 と府域全体(4,612km2)の 60.9%を占め、一方、人口は、令和２年現在 200,275 人で府域人口の 7.8%となっている（表１）。

表１　京都府内過疎市町村の概況

高齢者:65歳以上　若年者:15歳以上30歳未満

区 分		面積(Km2)	人口(人)								高齢者人口(人)		若年者人口(人)		財政力指数
		令和 2年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	令和2年	平成22年	令和2年	平成30年～令和2年 3ヵ年平均
京都市のうち旧京北町の区域		217.68	10,194	8,211	7,312	7,087	6,686	5,633	5,127	4, 496	2,080	2,096	538	322	0.81
福知山市	旧三和町の区域	90.53	6,941	5,464	5,031	4,772	4,448	3,871	3,424	3, 048	1,483	1,434	390	239	0.54
	旧夜久野町の区域	100.99	8,394	6,716	6,059	5,521	4,869	3,973	3,504	3, 067	1,625	1,615	349	218	
	旧大江町の区域	96.81	10,326	7,490	6,520	5,992	5,705	4,920	4,426	3, 935	1,892	1,750	489	338	
綾部市		347.10	51,258	44,983	42,552	40,595	38,881	35,836	33,821	31, 846	11,884	12,313	3,914	3,274	0.51
宮津市		172.74	34,799	31,603	28,881	26,450	23,276	19,948	18,426	16, 758	6,938	7,245	1,969	1,470	0.42
京丹後市		501.44	80,106	75,187	72,966	69,085	65,578	59,038	55,054	50, 860	18,263	19,292	6,312	4,741	0.29
南丹市		616.40	45,262	39,318	38,215	36,693	37,617	35,214	33,145	31, 629	10,410	11,139	6,189	4,758	0.31
木津川市	旧加茂町	36.97	9,383	8,695	8,970	16,950	16,004	14,860	13,686	12, 696	3,638	5,279	2,156	1,361	0.64
笠置町		23.52	3,048	2,721	2,506	2,311	2,056	1,626	1,368	1, 144	613	582	216	71	0.21
和束町		64.93	6,889	6,316	6,290	6,079	5,457	4,482	3,956	3, 478	1,462	1,655	563	291	0.20
南山城村		64.11	4,050	3,570	3,396	3,890	3,784	3,078	2,652	2, 391	1,083	1,158	356	181	0.23
京丹波町		303.09	23,929	20,061	19,677	18,696	17,929	15,732	14,453	12, 907	5,481	5,705	1,757	1,260	0.28
伊根町		61.95	6,958	4,779	4,021	3,586	3,112	2,410	2,110	1, 928	1,028	934	229	139	0.11
与謝野町		108.38	28,008	28,617	28,061	26,371	25,593	23,454	21,834	20, 092	7,013	7,544	2,591	1,949	0.28
過疎市町村計		2,806.64	329,545	293,731	280,457	274,078	260,995	234,075	216,986	200,275	74,893	79,741	28,018	20,612	
京都府計		4,612.19	1,993,403	2,250,087	2,527,330	2,602,460	2,644,391	2,636,092	2,610,353	2,578,087	605,709	734,493	437,058	383,977	

注1　国勢調査及び市町村決算統計資料より作成

注2　高齢者人口:65歳以上の人口

注3　若年者人口:15歳以上30歳未満の人口

注4　京都市、福知山市及び木津川市の財政力指数は市町村合併後の数値である

注5　財政力指数については過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令に則り算

図１　人口増減率の推移

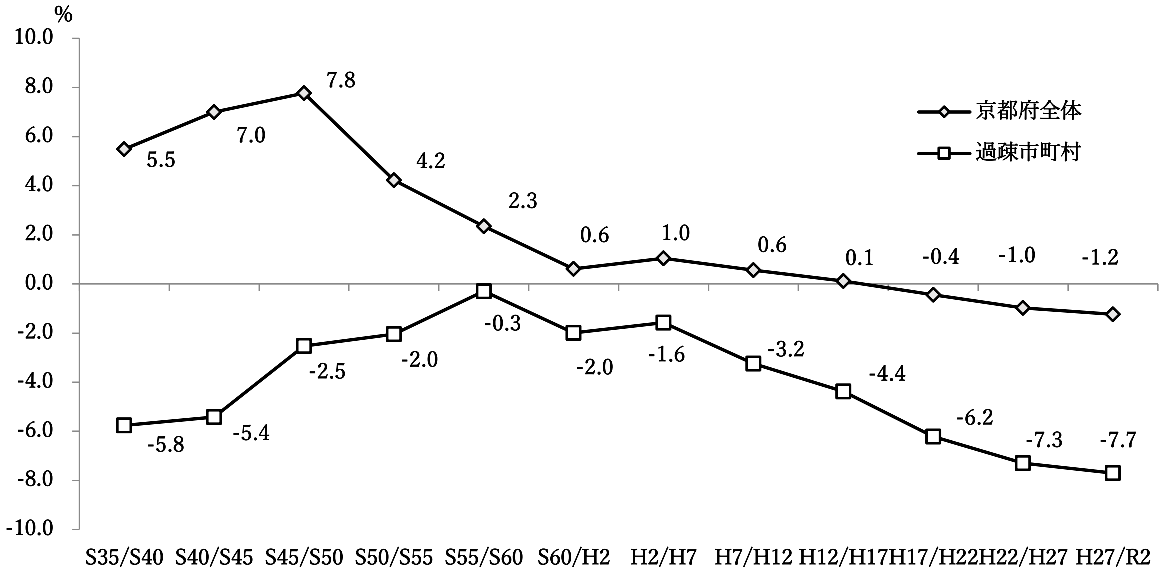

注　国勢調査より作成

図２　高齢者比率の推移

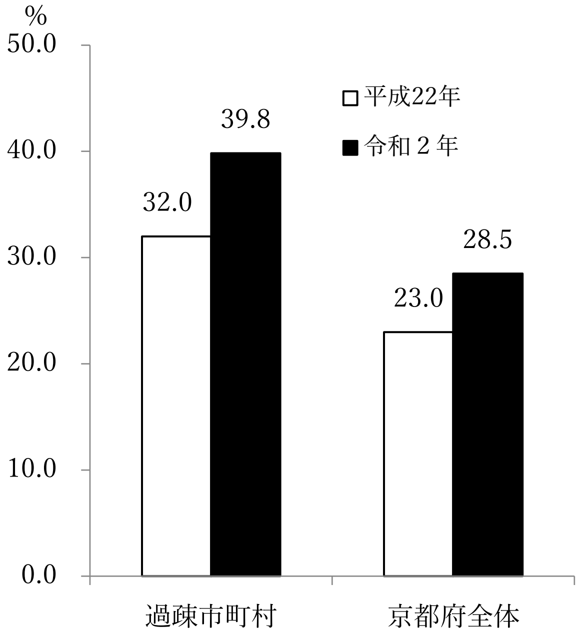

注　国勢調査より作成

図３　若年者比率の推移

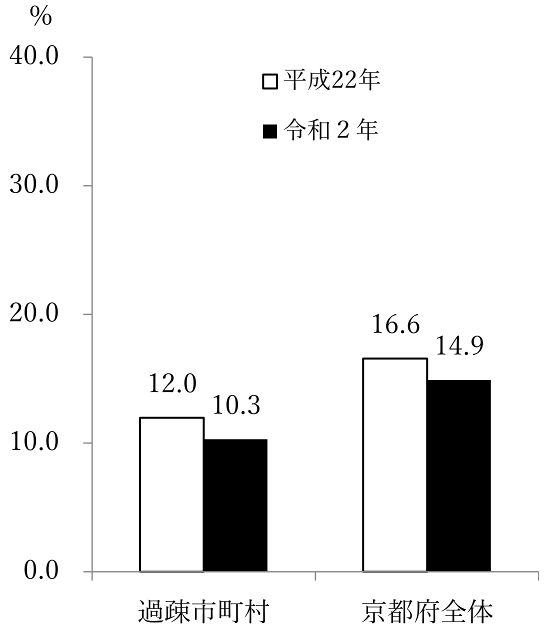

注　国勢調査より作成

（人口等の動向）

過疎地域における人口の推移を見ると、全体として昭和 30～40 年代に急激に減少（35～40 年に 5.8%、40～45 年に 5.4%）した後、平成２年から７年は 1.6% と減少率は鈍化したが、７年から 12 年の減少率は 3.2%、12 年から 17 年の減少率は 4.4%、17 年から 22 年の減少率は 6.2%、22 年から 27 年の減少率は 7.3%、27 年から令和２年の減少率は 7.7%と再び増加に転じている（図１）。

また、過疎地域における高齢者比率は令和２年現在 39.8%と高く、京都府全体と比べて 11.3 ポイント高くなっている（図２）。一方、若年者比率は令和２年現在 10.3%であり、高齢者比率に比べて３分の１以下となっている（図３）。

さらに、過疎地域では、若年者比率が都市部に比べて低い傾向にあるが、これは、進学や就職に伴う転出や卒業後の帰郷の減少による若者の流出が要因と考えられる。

産業別の就業構造（令和２年現在）は、第１次産業 8.5%、第２次産業 26.4%、第３次産業 65.0%で、京都府全体（各 2.0%、21.7%、76.4%）と比較して、第１次産業の比率が高く、第３次産業の比率が低くなっている（図４）。その推移を見ると、第１次産業及び第２次産業の比率が減少する一方、第３次産業の比率が大幅に増加しているが、就業者数では第１次産業及び第２次産業の就業者数が大幅に減少しているのに対して、第３次産業の就業者数は近年横ばいとなっている（図５）。このことから、過疎地域では、第１次産業及び第２次産業の雇用吸収力が低下する一方、第３次産業による雇用吸収が十分ではないため、就業先を求めて若年者層の流出が続いていると考えられる。

図４　産業別就業者比率

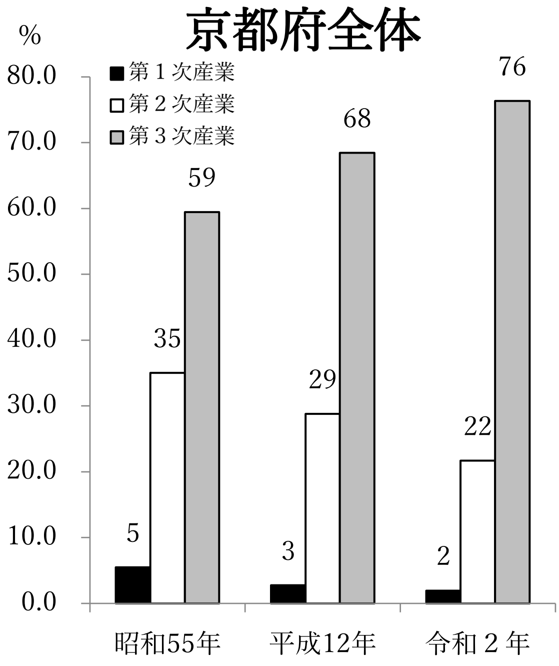

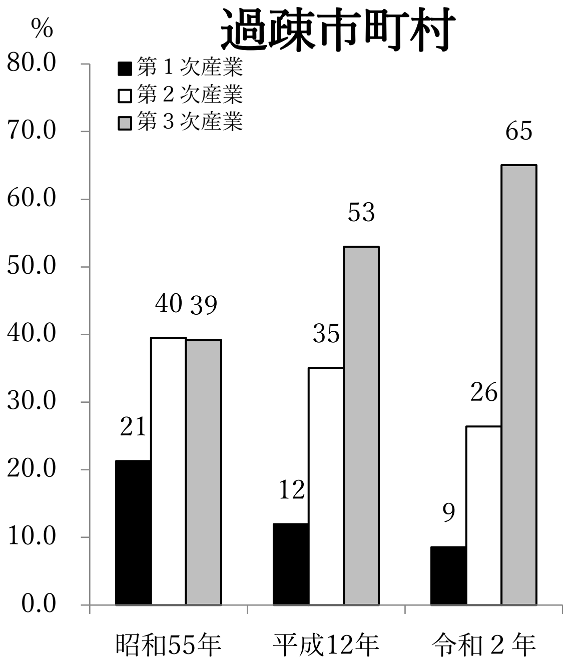

注　国勢調査及び各市町村統計情報より作成

図５　過疎市町村における産業別就業者数

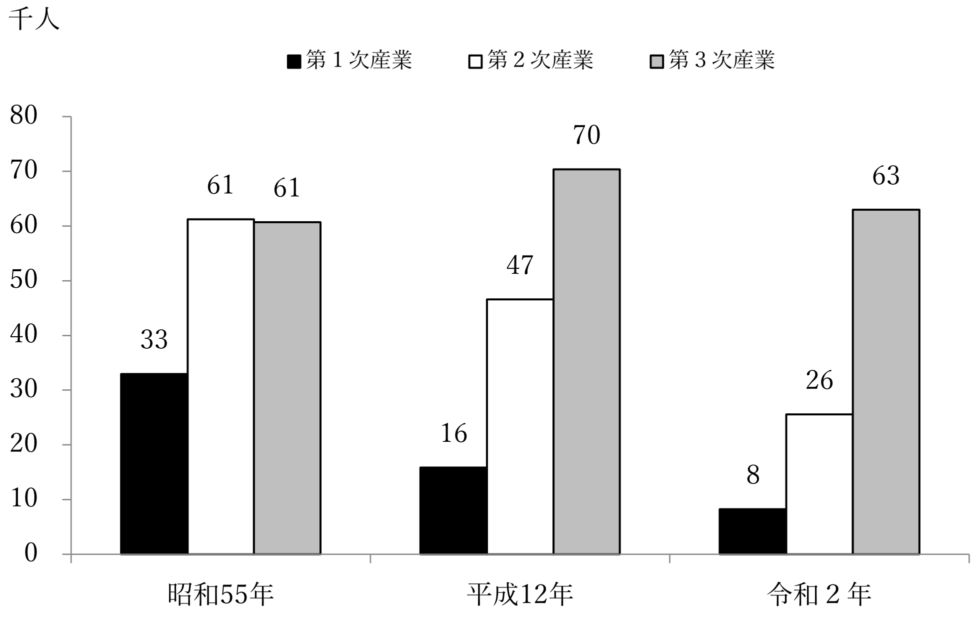

注　国勢調査及び各市町村統計情報より作成

（現状）

過疎地域においては、昭和45年以降50年間にわたって、交通通信体系の整備、教育・文化施設の整備、生活環境・厚生施設の整備、医療の確保、産業振興等の諸施策が講じられ、これによって地域の基礎的なニーズに対応した基盤施設や公共施設等の整備は一定の進展を見たが、生活圏の広域化や情報化が進む中で、高齢者等の日常的な生活交通や身近な買い物先が不足し、携帯電話の不感エリアや高速にインターネットがつながらない地域があるなど、過疎地域以外の地域との間では依然として格差が見られる。

また、過疎化・高齢化が特に進んだ地域などでは、暮らしを支えてきた住民や集落間の絆が失われ、集落の維持そのものが危ぶまれるところも見られる。

こうした課題を抱える過疎地域の市町村は、自主財源に乏しく、財政運営の多くを地方交付税や地方債に依存せざるを得ない脆弱な財政状況にあり、より一層の効果的かつ効率的な財政運営を行う必要に迫られている。

一方、個人の意識・価値観も一層多様化し、いわゆる田舎暮らしを求めて移住する層の増加や、自然・環境への関心の高まりなど、地域づくりを進める上で明るい兆しも見られる中、今後は、地域住民とNPOや企業、大学、行政など多様な主体の連携・協働のもと、ビジネス的手法も用いた、地域の創意工夫による、地域資源を活用した自主的・主体的な地域の持続的発展が求められている。

（課題と解決への取組）

過疎地域を取り巻く社会・経済環境が大きく変化しつつある中で、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して持続的発展を図るためには、これまでに整備された公共施設や基盤施設等を十分に活かしつつ、引き続き生活交通など交通通信体系や生活環境など生活の基礎的分野における整備を進めるとともに、整備から長時間を経過した施設等の維持・更新・長寿命化を適切に行いつつ、豊かな自然環境や安全な食料、歴史文化資産、再生可能なクリーンエネルギーなどの地域資源を最大限に活用し、地域の自給力や地域ポテンシャルを向上させることで、住民の誇りや愛着の回復、地域経済の向上、人口の維持等を図ることが必要である。

特に、過疎化・高齢化の進む農山漁村地域では、地域の人・組織づくりや基盤整備、生活交通や福祉など多様な地域課題の総合的な解決の取組を進めることにより、持続的発展を図り、府民全体の生活に関わる公益的機能を十分に発揮させることが必要である。

また、過疎地域の持続的発展に向けた中長期的道筋を描く上では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に端を発する「新しい生活様式」の普及といっ

た時勢を踏まえつつ、近年の田園回帰や関係人口、都心部への一極集中の是正といった過疎地域の活性化への追い風となるような新たな潮流を活かして、過疎地域の持つ潜在的可能性を引き出し、併せてそれを強化、発信することが重要である。

（２）過疎地域持続的発展の基本的な方向

人口減少に向き合い、「京都府総合計画」基本計画・地域振興計画及び市町村の地域実情を踏まえつつ取り組むものとする。

過疎化・高齢化に加え、少子化が進行する中で、地域の持続的発展に向けた道筋を明確にし、それぞれの地域が将来のあり方を真剣に考え、目的に沿った地域づくりに責任を持って主体的に取り組めるよう、総合的かつ柔軟な支援をソフト・ハード一体的に行っていくことが必要である。

また、地域の課題解決は、課題に最も近い主体が行うことが適切であるが、地域を支える人材が不足する中、地域やNPO、企業、大学、行政等が連携・協働して実施することが重要である。

これらを踏まえ、以下に掲げるような取組を中心として、具体的施策を推進する。

○　持続的かつ自立的な地域コミュニティの確立を目指し、都市住民等の過疎地域への移住・定住を促進。「移住したいまち京都府」の実現を図る

○　地域間における情報共有や相互支援を目的とした地域間ネットワークの構築や、都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進

○　過疎地域の持つ多様で豊かな自然、歴史、文化等地域資源の保全、創造を図り、地域の魅力を向上させるとともに、京都府北部地域の職住一体型の生活圏形成をめざす京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクトや京都スタジアムを中核とする南丹地域スポーツ＆ウェルネス＆ニューライフ広域連携プロジェクトのほか、新名神を活かす近未来都市形成など、地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげる「産業創造リーディングゾーン」や、もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）を推進

○　農山漁村滞在型旅行である「農泊」等を中心に、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互

いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする、都市と農山漁村の共生・対流を促進

○　地域や関係市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進するとともに、各分野における専門人材等の確保・育成についても積極的に推進

○　地域の活動を担う組織や牽引するリーダーが不足しているため、多様な主体が協働して活動に取り組む組織を育成及び機能強化するとともに、地域の将来を担う人材を育成

○　地域経済・社会を支える産業については、担い手の確保や地域資源、デジタル技術の活用、多様な主体との連携等による農林水産業や地場産業、観光・レクリエーションの振興、地域ビジネス等の新たな起業の促進など、総合的な産業施策を展開し、多様な産業の育成によるたくましい地域経済を確立

○　首都圏をはじめとする全国の都市部からの人材還流を促進するため、京都府が主体となり、各地域とその企業が地域の特性を発信し、魅力ある雇用機会を創出するための緊密な連携強化を図ることで、ＵＩＪターン就職を促進

○　情報通信等の基盤を充実し、個性豊かで住みやすい地域づくりを支援。府域全体でデジタル技術の利活用を進め、いつでも、どこでも、だれもがその利便性を享受できる高度なネットワーク社会にふさわしいＩＣＴの環境整備等を推進し、暮らしの中で情報の交流を促進

○　広域的視野に基づく交通網や情報通信網等の基盤整備、生活環境等の整備、情報化の推進、保健・医療の確保、学校教育をはじめとする教育や文化の振興など、基礎的な生活条件を整備・充実

○　子育て環境の確保については、結婚や妊娠・出産、子育てに夢や希望が持てるよう、オール京都の推進体制により、「京都府子育て環境日本一推進戦略」に基づき、社会で子どもを育てる京都の実現に向けた取組をきめ細かに粘り強く推進

○　高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、適切な介

護保険サービス等の提供や介護基盤の着実な整備、介護予防・健康づくりの充実、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の取組を推進

○　医療の確保については、京都府の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は全国で３番目に多いが、地域や診療科による偏在が認められ、地域医療の確保に必要な医師の少ない地域においては、医師の安定的・継続的な確保が大きな課題であることなどから、住民が、必要に応じてより充実した医療サービスを身近なところで受けることができるための条件を整備

○　学校教育においては、過疎地域の豊かな自然環境を教材化したり、体験活動に活かせるなどの利点があるが、児童生徒数が少ないため複式学級を編制している学校や施設面での整備に課題を抱える学校がある。その中で適正な児童生徒数による教育環境を維持するため、学校の統廃合を選択する地域がある。そのため、地域の特性に応じた教育環境の推進と環境整備を図る

○　過疎地域と都市部が機能や役割を分担・連携・協働して共存する仕組づくりなど、従来の価値観を変える取組を促進し、二地域居住や半農半Ｘ等、多様なライフスタイルを実現する場としての機能を整備

○　地域共同活動の再編・合理化や近隣集落との連携に向けた話し合いの支援、市町村集落支援員の配置、中間支援組織の育成を通じた伴走支援体制の構築等により、将来の人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進

○　地域の郷土意識やコミュニティ意識の醸成を図るため、地域文化等の振興に関するニーズ及び地域の実情に応じ、文化施設等の機能を充実

○　地域における文化芸術活動への支援をはじめ、まちなみや景観保全、伝統的な行祭事や伝統工芸等の地域の文化資源を活用した活動を活発化するとともに、広域的な地域文化相互のネットワークづくりを促進

○　京都ならではの豊かな力を活用し、再エネの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出

これら施策の展開に当たっては、都市部と比べ収益の確保が困難な過疎地域の特性に配慮し、各種規制を地域の実情に合わせて柔軟に緩和するとともに、過疎地域を含む広域的な経済・社会・生活圏域内の連携と機能分担に配慮する。ま

た、過疎地域のおかれている厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の効率的な配分に留意した施策の重点化を図る。特にソフト面の施策については、人材の確保・育成、地域住民とＮＰＯ、企業、大学等との協働や広域的な連携を促進する他、既存施設の効果的な利活用などの取組も進める。

こうした総合的かつ柔軟な施策を市町村と連携して重点的に実施することにより、地域の維持が可能な人口の確保、地域で生活可能な所得の確保及び地域に定住可能な生活環境を実現し、もって過疎地域の持続的発展を図る。

また、こうした基本的方向性に従い、各地域において以下のとおり取組を進める。

（丹後地域）

このような基本的な方向を踏まえ、里山・里海が息づく丹後天橋立大江山国定公園、世界文化遺産登録を目指す天橋立、山陰海岸ジオパーク、伊根の舟屋、各地の温泉をはじめとした豊かな自然や歴史・風土など魅力ある地域資源を「海の京都」の統一したコンセプトのもと、各地域をネットワーク化し、国内外から選ばれる国際競争力の高い魅力ある宿泊・滞在交流型のブランド観光地域の構築を更に進める。

丹後織物業や機械金属業など地域の基幹産業であるが、少子高齢化・人口減少を背景とした人材不足が顕著であるため、事業の継承や新たな技術導入などを図る必要があり、「丹後知恵のものづくりパーク」において、デジタル技術の活用などものづくり産業のニーズに応じた人材確保・育成を進める。一方、丹後産コシヒカリのブランド力向上や、国営開発農地での業務用野菜の生産拡大や茶の産地形成、ブランド京野菜の生産力の強化など丹後の強みを活かした産品の増強を図るとともに、農地の大区画化やスマート技術を組み合わせた先進的な整備など、農業生産基盤の整備を進める。加えて、丹後地域の魅力ある「食」を活かした新たな食のコンテンツを創造するとともに、いちおし食材を中心とした各種ＰＲ事業を実施することにより、丹後共通の観光資源である「食」の魅力による新たな観光客の取り組み及び地元産食材の消費拡大を推進する。また、丹後王国「食のみやこ」を拠点に地域の食を支える人材育成を展開するとともに、「海の民学舎」による担い手確保・育成を進め、漁業の振興を図る。

さらに、地域再生の拠点づくりによる集落機能の維持・強化、ライフスタイルに応じた移住・定住支援、地域資源を活用した交流観光産業の創出など農山漁村地域への支援を引き続き行う。

都市部から丹後地域へのアクセスに要する時間の短縮や交流・連携を促進するため、山陰近畿自動車道等の高規格道路の整備促進やこれへのアクセス道路を含む地域内交通網の計画的整備を引き続き進める。

（中丹地域）

舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道等、京阪神との交流を支える高速道路網や、関西圏域の日本海側のゲートウェイである京都舞鶴港などの整備を踏まえてアクセス道路や地域内道路網の整備を進め、福知山市市街地、綾部市、舞鶴市などの北近畿の中核都市群間での連携・交流を深めるとともに、治山・治水対策等を進め、安心・安全な地域の暮らしを支える。

こうした交通・都市基盤を基に、長田野工業団地アネックス京都三和、綾部工業団地及び綾部市工業団地などの産業基盤を活かした産業集積立地や物流拠点地を促進して働く場を創出し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備等と併せ、若者が地域に定着したくなる持続可能な地域づくりを促進するとともに、 地域産業の振興等を目的とした産学公連携拠点の北部産業創造センターにおいて、人材育成とデジタル技術の活用等を通じて、地域のものづくり産業の高度化と競争力を強化する。

また、「海の京都」「森の京都」の魅力ある地域資源を生かし、地域の食など特産品の魅力向上を通じた交流の拡大と関係人口の創出を図るとともに、万願寺甘とうや丹波くりなどの地域の主要農産品の生産技術の向上やデジタル技術の普及、新規就農者の経営安定支援を進め、更なる品質向上や生産力拡大を図る等、豊かな自然を生かし、マーケットニーズに対応した儲かる農林水産業を推進し、心つながる田舎の魅力と都市機能の両方を享受し、海・里山・まちを舞台に求める暮らしが実現できる地域を目指す。

（南丹地域）

JR 山陰本線京都—園部間の複線化、京都縦貫自動車道の全線開通等により京阪神主要都市との交通の利便性は飛躍的に向上したが、地域内を結ぶ道路については引き続き整備等を進めるとともに、JR 山陰本線の利便性向上を含め、道路と鉄道が一体となった交通ネットワークの整備に取り組む。

自然環境・景観、伝統的な建造物、芸能、祭りなどの文化財、良質な食材や農林水畜産物など豊かな地域資源と、京都丹波高原国定公園、京都スタジアム等といった交流基盤を活用し、国内外から人を呼び込み、周遊・滞在型観光につなげ、地域の賑わいづくりに結びつける。

また、高い技術力を有する多種多様なものづくり企業等と連携した人材育成や特色ある高等教育機関やオープンイノベーションセンター・亀岡との産学公連携などにより、イノベーションを促進し若者に魅力ある企業を育成するとともに、農林水産業においても、ほ場整備された農地でのスマート農業技術導入による生産拡大や品質向上、ブランド化による販路拡大を進め、新規就農者の

経営や若手後継者の経営革新の支援を一層強化する。
併せて、地域全体で子育てに取り組む子育て文化の浸透を図り、就労と子育ての環境整備を進め、移住・定住を促進する。

（京都市地域）
京都市の旧京北町の区域は、総面積の9割以上を森林が占めており、農林業、木材関連産業が地域経済を支える基幹産業であり、こうした基幹産業の発展に向けた取組を進めるとともに、豊かな自然・文化・歴史等の地域資源を活かし、森の京都DMOと連携して誘客施策を促進する。

（山城地域）
豊かな自然に加え、日本遺産の構成文化財や数多くの歴史的文化遺産があり、関西文化学術研究都市とも交流・連携しながら、こうした自然環境等を活かした観光レクリエーション地として整備を促進するとともに、茶、シイタケ等の地域特産品や農家民宿・民泊などを活用した体験交流型農業の展開を通じて、地域の個性を活かした複合的な農林業の振興を図る。そのため、新たな国土軸の形成につながる新名神高速道路、関西文化学術研究都市と阪神地域、さらに、三重県、奈良県等との連携強化を図る国道や南北に走るＪＲ奈良線等の広域交通ネットワークの整備、充実を進め、地域内外の交流を促進する。
また、大都市圏に隣接する利点を活かし、「半農半Ｘ」が可能となるよう条件整備を進める。

（３）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連
京都府の行政運営の指針である「京都府総合計画」は、「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」によって構成しており、「将来構想」では、２０年後の２０４０年に実現したい京都府の将来像として、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げている。「基本計画」を構成する１つである「８つの広域連携プロジェクト」及び「地域振興計画」では、「将来構想」で掲げた将来像の実現に向けて、府全域で連携して相互に施策効果を高める取組や各地域の資源や特性を生かした取組を記載している。このような「京都府総合計画」に基づく取組により、府内全ての地域が活力にあふれ誇りの持てる新しい時代の京都府づくりを推進する。

（４）京都府の責務
京都府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第１条に掲げる目的を達成するため、同法第４条各号に掲げる事項について、過疎関係市

町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

社会・経済環境の変化に合わせて、移住・定住に対するニーズや考え方も多様化する中、国、市町村及び関係団体等と連携しながら、幅広い移住・定住ニーズに対応するとともに、地域内の住民、移住者、さらに積極的に地域社会の担い手になろうとする者も含めて、過疎地域内での相互交流と地域の活性化につながる活動を支援するなど、多面的かつ総合的な施策を推進することで、移住・定住を促進する。

また、過疎地域においては、域内に留まらない多様な主体との連携・協働・交流が不可欠であるため、同様の課題を抱える地域間における地域間ネットワークの構築や、地域の特性を活かした都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進する。

加えて、移住の促進や関係人口の創出・拡大により多様な人材を確保するとともに、併せて地域社会の担い手や多様な分野の専門人材の育成により過疎地域の持続的発展に資するような人的体制を整備することを目指し、地域や市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進する。

（２）移住・定住の促進

過疎地域等においては、人口の著しい減少及び少子高齢化の加速度的進行に加え、特に進学や就職等により地域を離れる若年層が多いという実情もあり、現在及び将来の地域の担い手不足や、空き家の増加、地域商店の閉鎖をはじめとした生活機能の縮小、またこれらに起因する地域活力の低下や地域コミュニティそのものの存続の危機といった諸問題への対策が急務となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行を機とした田園回帰志向の高まりなど、移住ニーズの多様化が進んでいることを好機と捉え、積極的に対応していく必要がある。

こうした状況下において、移住者や関係人口が地域社会の担い手として活躍できる地域づくりの推進を目的に、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」を令和４年４月に施行した。

就業・就農・起業等支援による仕事・収入源の確保、子育て・生活環境の整備・充実、移住者受け入れに積極的な地域の拡大、地域力の向上、移住希望者に対する相談体制及び伴走支援、情報発信の充実、地域資源を活かした都市農村交流等による交流・関係人口の創出・拡大といった多様な観点から、市町村や関係団体等との連携の下、多面的かつ総合的な施策を展開することで、移住・定住を促進し、持続的かつ自立的な地域コミュニティの確立を図り、移住者の活躍が更なる

移住・定住につながる好循環の創出を図る。
具体的には、空き家の掘り起こし及び利活用等を促進することで、移住者の住居の確保に努めつつ、活力ある地域の創出を目指すことに加え、地域とそこに立地する企業の連携強化を図り、魅力ある雇用機会を創出することによるＵＩＪターン就職の促進、新規就農・就業者、起業者等に対する総合的支援を通じて就労・収入面からの対策を図る。
また、市町村との連携により、子育てを支援する「場」の充実や地域の子育て力の強化等を推進するとともに、豊かな自然環境や地域文化に根ざした過疎地域ならではの子育て、生活について積極的発信を図る。
さらに、市町村や関係団体、地域おこし協力隊等と連携した、地域住民等に対する啓発や研修、各種支援制度の拡充を通じて、移住者受け入れに積極的な地域の拡大を図るとともに、空き家の掘り起こしやお試し住宅の整備、地域 PR 活動等に対する支援により、地域の移住者受け入れ体制の充実、地域力の向上を目指す。
加えて、都市部に移住相談窓口を設置し、現地案内から現地定着までの伴走支援や、市町村や地域団体、地域で活動する移住者等と連携したセミナー等の開催、地域の魅力発信の強化等により、移住者の増加及び移住希望者層の拡大を図る。
また、移住促進活動にあたっては、市町村、地域、関係団体をはじめ、就業・就農・就職等支援窓口や京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会等とも密接に連携を図ることで相互の発信力を強化するとともに、移住のノウハウや地域の暮らし等も含め、幅広く情報提供を行うことで、ミスマッチを防止し定住の促進につなげる。
交流・関係人口については、豊かな自然、地域文化等多様な地域資源を活かした都市農村交流や、地域の魅力発信等に積極的に取り組むことで、地域のファンの裾野拡大を図る。さらに、移住者や地域住民の活躍を後押しし、活力あふれる地域創出の一助とすることで、交流・関係人口の創出・拡大を図るとともに、さらなる移住者の増加、定住促進へもつなげる。

（３）地域間交流の促進

過疎地域においては、独力での地域活性化や多様化する地域課題への対応が困難となっており、域内に留まらない多様な主体との連携・協働・交流が不可欠である。このため、同様の課題を抱える地域間における情報共有や相互支援を目的とした地域間ネットワークの構築や、多様で豊かな自然やこれまで育まれてきた地域固有の歴史、文化、産業などの特性を活かした都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進するとともに、各地域の特性を活かした、主体的な地域間交流に向けた取組を以下のとおり推進する。

（丹後地域・中丹地域）

自然環境や環日本海文化を今に伝える歴史資源などに恵まれており、市町の地域資源を活かした都市農山漁村交流施設等、集客施設の整備が進んでいる。

自然、歴史、文化等で密接な関係のある観光地として「海の京都観光圏」の取組を推進するとともに、「京都府北部地域連携都市圏」において、観光や産業、教育、医療、交通、環境等の分野における連携強化や公共サービスの補完など若者が定着する持続可能な地域づくりを展開する。

また、隣接する兵庫県但馬、丹波及び福井県嶺南地方との歴史的・文化的なつながりや、京都府・兵庫県・鳥取県にまたがる山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク再認定に向けた取組など、広域的連携組織をうまく活用しながら、府県域を越えた観光振興等、交流が進む生活圏の形成を図る。

さらに、南丹地域との交流・連携を進め、京阪神や中京地域とも、都市との交流など地域経済の活性化につながる取組を推進する。

（南丹地域、京都市地域）

南丹地域及び京都市のうち旧京北町の区域は、地域の人々の交通手段である地域内を結ぶ交通ネットワークの整備を促進するとともに、地方バス路線の維持・確保など、交通基盤の整備を促進する。

また、南丹地域では、都市部の家族連れやグループ、健康増進や癒しを求める幅広い層に、京都丹波の魅力に触れ、地域のファンになってもらえるよう、京都スタジアムや京都トレーニングセンター等の施設活用とともに、地域の食、自然、歴史文化等をまるごと体験できるウェルネス体感型ツアーの取り組みを推進し、豊かな自然環境の保全・再生など、課題解決に向けて、市町と連携した取り組みを推進する。

特に南丹地域については、地域内を結ぶ道路について引き続き整備を進めるとともに、ＪＲ山陰本線の利便性向上を含め、道路と鉄道が一体となった交通ネットワークを整備し、地域間の交流を促進する。

また、京都スタジアムを、府中北部と京都市・府南部地域を結ぶゲートウェイとして、地域全体への誘客を促進する。

（山城地域）

近畿圏の中央部に位置しており、大阪府、滋賀県、奈良県、三重県に接し、古くから交通の要衝として発達してきた地域であり、木津川市の史跡恭仁宮跡や笠置町の名勝笠置山、木津川を活かしたレクリエーション施設、和束町の茶畑景観、南山城村の道の駅などを活かして、都市住民との交流活動が活発化し

ている。
今後も山城地域の魅力ある観光資源や地域住民との交流を活用し、「お茶の京都」構想に基づいた観光振興を進めるとともに、府県域を越えた地域間交流を積極的に進める。

（４）人材の育成
人口減少、少子高齢化が加速度的に進む過疎地域においては、地域を担う人材の不足が大きな問題となっており、社会情勢の変化に伴ってより多岐にわたるようになった地域課題に即応することがますます困難になりつつある。
こうした状況に対応するためには、移住の促進や関係人口の創出・拡大により多様な人材を確保するとともに、併せて地域社会の担い手や多様な分野の専門人材の育成により過疎地域の持続的発展に資するような人的体制を整備することが重要であるため、地域や関係市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進するとともに、必要に応じて、地域や関係市町村等に対する人的及び技術的援助等を行うよう努める。
具体的には、先に掲げた移住の促進や関係人口の創出・拡大に係る取組に加え、地域住民や市町村職員等に対する啓発や研修等により、地域の核となる人材や地域における諸課題に即応できる人材の確保、育成に努めるとともに、そうした人材の確保、育成に取り組む地域や市町村、関係団体等への支援を推進する。
また、地域と学校との連携を強化し、学びによるまちづくりや地域人材の育成等にも取り組むとともに、府立大学においても、「地（知）の拠点」として、教育研究環境を更に充実・整備し、地域、産業界と連携して、地方創生を担う人材育成に取り組むなど、教育面からの取り組みも推進する。
農林水産業を支える人材については、府立農業大学校、府立林業大学校、海の民学舎等での人材養成と合わせて、令和７年３月に策定した「京都府農林水産業人材確保育成戦略」に基づき、担い手不足や高齢化など共通する課題に対応するため、従来の分野別の取組に加え、分野横断による誘導から定着・経営発展まで一貫した支援を通じて、魅力ある農林水産業の実現に向けた人材の確保・育成に取り組む。
また、地域創生や地域連携に重点的に取り組む「地域創生推進校」の充実や、職業系専門学科における企業連携の強化等を通じて、高い専門性と応用力を備えた地域のものづくり産業の担い手育成にも取り組むなど、産業、医療、福祉、文化等各分野における専門人材等の確保、育成についても積極的に推進する。

３　産業の振興

（１）産業振興の方針

過疎地域への若年者等の定住化や都市地域等からの移住の促進、高齢者の生きがいの創出には、産業の振興や起業の促進による安定した雇用及び所得の確保が不可欠である。そのため、①産業振興の前提となる交通網等の基盤条件の整備を通じて地域ポテンシャルを引上げ、②過疎地域の有する様々な特性を最大限に活用した産業の振興や起業の促進等の施策を推進する。特に農林水産業については、中山間地域が多い本府の特性を踏まえた「スマート農林水産業」の実現や農商工連携・６次産業化の面的な拡大によるビジネスの創出という視点等を踏まえて推進を図る。

また、地域が有する資源や独自の強みを活かし、オープンイノベーションにより次代の産業を創出する「産業創造リーディングゾーン」の形成など、産業振興の取組の効果を府内全域に波及させ、地域の均衡ある発展を推進する。

さらに、単なる産業振興という視点を超えて、それを支える人々や地域社会に着目し、③産業や地域を担う人々が、快適に住み、働くことができる生活・住環境や条件の整備などを含んだ総合的な地域政策の展開を図る。なお、これら諸施策の展開に当たっては、近年の経済・社会活動の著しい広域化に対応して、過疎地域を含む広域的な経済・社会・生活圏全体に視点を置いた取組やデジタル技術の活用を重視していく。

（２）農林水産業の振興

農林水産業は、日常生活に不可欠な食料や木材等の生活物資を生産・供給するとともに、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止、安らぎ空間の提供、農山漁村文化の伝承をはじめとする多面的機能の良好な発揮を通じて、豊かな府民生活の実現に重要な役割を担っていることから、地域資源を積極的に活用した都市との多彩な交流活動を展開するとともに、農業、林業、水産業が連携した新たな価値の創出や観光への活用、生産基盤の整備、流通加工体制の整備、担い手の確保・育成等様々な角度から総合的な施策を展開。併せて、各分野においても以下に掲げるような取組を積極的に推進する。

（農業）

過疎地域の農業は、これまでに行われた生産基盤等の整備や各種の振興施策の実施により、生産性の向上等の一定の成果が見られるものの、担い手の減少や高齢化、食生活の多様化やライフスタイルの変化に伴う消費の変化や自由貿易協定などの環境の変化に加え、近年頻発する自然災害や鳥獣害の深刻化など、地

域農業の維持が引き続き厳しい状況にある。
こうした中、様々な面で過疎地域の社会・経済構造を支えている農業の生産活動を、地域ぐるみで維持していくことが極めて重要であることから、ＵＩＪターンも視野に入れた中核的担い手の確保や法人組織の育成、農地中間管理機構を核とした農地集積による力強い農業構造への転換、集落間の連携による広域的な集落営農体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じて多くの人が農業に携わることができる条件づくりを進め、女性や高齢者、農作業受委託組織等、多様な担い手の活躍により地域農業の持続的な発展を推進する。

さらに、鳥獣被害対策として、被害防止のための防護柵の整備や維持管理、地域ぐるみで取り組む防除対策の体制づくり、デジタル技術を活用した効率的な捕獲及びジビエ利用等の捕獲個体の利活用等を推進する。

また、依然として区画の形状や用排水条件、農地の立地が悪いために生産活動の非効率な地域もあることから、農業農村整備事業や農地集積の促進による生産基盤の強化を図るとともに、消費者ニーズに合わせた生産やその多様化に対応した農林水産物の高品質化・ブランド化等の促進、地域色豊かな農産物の生産、加工、販売、さらに観光レクリエーションと有機的に結合した農林水産業の６次産業化を推進するなど、ビジネスの視点を取り入れて、あらゆる角度から収益性の向上を図る。

これと併せて、各種農業団体や市町村等と連携しつつ、担い手に対しては、生産技術、経営技術指導の強化、担い手間や異業種との交流機会の拡充など、デジタル先端技術（スマート技術）の生産現場への実装の加速化や、新規参入も含めた積極的な担い手の確保・育成対策を推進する。

各地域について、丹後地域においては、国営農地開発事業により造成された農地等における加工用などの生鮮野菜、果樹・茶等の主産地化を推進し、経営感覚を持った大規模畑作経営を育成する。

中丹地域では、高付加価値農産物である万願寺とうがらし、紫ずきん、京都大納言小豆などの京のブランド産品や茶を特産物として生産振興を図り、農業振興を推進する。

南丹地域においては、地域特産物である黒大豆や小豆をはじめ、京みず菜・京壬生菜・紫ずきん等のブランド京野菜の生産拡大や、畜産物の安定生産の取組を推進する。

山城地域においては、宇治茶の主産地として蓄積された技術を活かし、京都ならではの特色ある茶の生産・加工と流通を推進するとともに、花菜や原木シイタケ、さらにはジビエ加工の導入拡大など農家所得の向上につながる取組の推進を図る。

さらに、過疎地域である農山漁村の持続的発展を図る観点から、地域の特性を

活かした自主的・主体的な農山漁村の将来ビジョンづくりを進めるとともに、都市住民やＮＰＯなど多様な主体との連携・協働による地域づくりを促進することが重要である。

また、地域資源を活用した農林水産業・農山漁村体験の充実や、農家民宿、農家レストランの開業などにより農泊を拡大。併せて、地域特産品づくりの６次産業化など収益力向上に向けたチャレンジを支援、地域の収益力向上による持続可能なビジネスの確立を目指すことで、環境教育・体験旅行、都市と農村との交流を総合的に推進する。

加えて、農山漁村地域の個性ある美しい景観の保全や活用を促すとともに、都市農山漁村交流や地産地消の推進など消費者等との連携による流通体制を整備し、地域農業の発展を図る。

また、過疎地域の豊かな自然環境を保全していくために、農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり、資源のリサイクル利用等を通じて、将来にわたって安全な農作物の安定生産が可能な「環境にやさしい農業」を推進することとし、土づくりと併せて化学肥料や農薬の使用を削減する等、地域の立地や自然条件にあった農業技術の普及定着を図り、土壌、水質及び大気環境を保全するとともに、里山や転作田などを利用した放牧技術の導入による省力管理型畜産や生育環境にこだわった安心・安全な畜産物生産を推進していく。

さらに、食育の推進により農業や地域への理解を深めるとともに食文化の維持・継承を図る。

過疎地域の大部分を占める中山間地域の振興に際しても、日本型直接支払制度の取組推進やふるさと・棚田支援事業等、種々な多面的機能を維持・発揮する支援策を講じていくこととする。

（林業）

人工林の約８割が資源として利用できる段階を迎える中で、世界的な木材需要の変動や急激な為替の変動など、海外情勢の影響を受けにくい体制構築に向けて、外国産材から国産材への転換が図られていることを契機に、健全な森林の育成と木材の安定供給を通じて持続的な林業経営を図るため、林道等路網整備の推進と併せ、機械化の促進、人材の育成、さらには木材の加工・流通施設の整備等、林業の生産性の向上に向けた取組を一体的に推進していく。

また、木材生産をはじめ、国土保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収、景観保全、保健・保養など、森林の有する多面的機能が持続的に発揮され活用できるよう、間伐等森林整備の推進と併せ、京都府産木材の利用拡大をはじめ、木質バイオマス等未利用資源の活用や、京都モデルフォレスト運動の推進など、府民や企業等の参画も得ながら森林整備の促進を図る。

さらに、農山村地域における所得向上に向け、「丹波くり」や「丹波まつたけ」など、京都のブランド力を活かして特用林産物の生産振興を図るとともに、野生鳥獣による林業被害に対し、侵入防止施設の設置による防除対策のほか、生息環境の整備や管理等を推進する。

（水産業）

消費者ニーズに対応した新規魚類養殖の導入によるつくり育てる漁業、「丹後とり貝」などブランド水産物の生産拡大、水産資源の持続的利用を図る資源管理型漁業を推進するとともに、漁港の整備・機能保全や藻場造成などの漁場整備と海岸保全施設の整備を計画的に促進する。また、京阪神大都市圏への近接性を活かし、流通体制の強化を図るとともに、海洋性レクリエーションの場の提供と漁業体験や遊漁などの「海業」による都市住民等との交流を通じた漁村地域の振興策を推進する。内水面漁業については、重要な観光レクリエーション資源でもあることから、令和３年３月に策定した京都府内水面漁業振興計画に基づき、河川種苗放流事業やカワウ・外来魚等による食害対策事業を促進するとともに、観光産業等との連携、漁獲物・養殖生産物・水産加工品等の特産品化を図る。

（３）地場産業の振興

丹後地域の中心的な地場産業である丹後織物業については、生産設備への投資意欲の高まりや、洋装、室内装飾など広幅織物への進出など明るい兆しも見える中、従来の和装の素材生産中心型の産地から、和装や洋装、生活用品全般に係る完成品を製造する産地として発展することが必要である。このため、地域に蓄積した高度な技術を活用し、消費者ニーズに対応したデザイン性の高い新商品の開発等により丹後織物のブランド化と販路開拓を実施するとともに、京都府織物・機械金属振興センター及び（公財）京都産業２１北部支援センター等の支援機関を活用して、経営者・技術者・デザイナー等の人材育成、技術コンクールや各種展示会の開催等を通じた研究開発・技術研究を促進する。さらに、ファッション性が高く高品質な製品の多品種少量短納期生産に適応した設備の高度化・近代化等に対する支援を充実する。

丹後地域のもう一つの代表的地場産業である機械金属業については、単一加工・下請型の業態からより付加価値の高い完成品及び高度ユニット製品、機械・装置製造分野への進出・転換をめざすため、業種を越えた企業間の連携促進なども視野に入れ、支援機関等による経営・技術面の伴走支援を行う。

また、地場産業の振興を図るための市場開拓の拠点となる（公財）丹後地域地場産業振興センターの活動の充実を図る。

中丹地域や南丹地域の過疎地域は、工業集積が低く、全体として、地域経済に

大きな影響力をもつ地場産業が成立するまでには至っていないが、伝統技術・工芸である丹波漆や黒谷和紙などの特産品の振興や、丹後地域も含め地域の良質な水を活用した特産品開発及びその水資源を活かせる食品産業等の誘致を図るとともに、今後、交通網整備の進展による京阪神大都市圏へのアクセシビリティの向上等を背景として、地域の資源・人材等を活用した産業おこしなどを積極的に展開し、新しい地場産業の育成を図る。

山城地域では、宇治茶の主産地として、生産と販売業者の両輪でともに発展した産地であり、さらに、茶から多数の機能性成分が発見されていることから、ウェルネス産業への参画等茶を用いた新商品開発や輸出の推進など、需要の拡大を進め、地場産業としての茶業振興を図る。

（４）企業の誘致対策

交通条件や特産品等、地域特性を生かして企業を誘致すること及び既存事業所の地域内での増設を図ることは、地域の経済、雇用にとって重要な方策である。このため、過疎地域においても、地域特性を生かし、企業誘致対策を積極的に推進する。

近年の高速道路網の整備による交通アクセスの飛躍的な向上や京都舞鶴港を核とした対岸諸国と京阪神を結ぶ物流ネットワーク構築により、後背地での物流・製造拠点の集積を進めていく。また中丹地域、南丹地域については、福知山市のうち旧三和町の区域に造成した長田野工業団地アネックス京都三和において、既に地域の産業拠点として重要な役割を担っている長田野工業団地や綾部市の綾部工業団地及び綾部市工業団地と連携した企業立地を促進するほか、南丹市園部町の京都新光悦村においても、芸術家や職人の工房や企業の生産拠点や販売・体験施設の集積を図り、伝統工芸の匠の技とハイテクの融合により、新しいタイプの製品等が生み出されるよう、地域の特徴に応じた産業の集積を図る。

丹後地域、中丹地域での新たな企業立地においては人材確保が課題となっていることから、北京都ジョブパークにおける相談から定着までのワンストップ体制や、首都圏からのＵＩＪターン、従業員の居住環境の向上、各種インフラ整備の進展、可能な規制緩和等、更なる地域の魅力向上を図る。

（５）起業の促進

起業における初期投資軽減のため、開業融資の利率の大幅減や、これまでのものづくり企業に加え、初期投資が比較的少なく若者でも創業しやすい小売り・サービス分野なども対象にして補助制度を創設するとともに、起業創出のためのプログラムの実施や、創業の場としてインキュベート施設やコワーキングスペ

ース等の拠点の提供、相談窓口の設置、セミナーの開催など、市町村や支援機関等と連携した支援を展開し、起業を促進する。また、京都中小企業事業継続・創生支援センターを設置し、後継者問題をはじめ円滑な事業承継に向けて、中小企業・小規模事業者からの相談に対応することにより、廃業率低下を図り事業所数減少に歯止めをかける。

一方、中小企業応援隊による企業訪問を通じて、創業から経営改革、成長へのステップアップまで様々な方法で支援する京都エコノミック・ガーデニングにより、府内中小企業の芽を伸ばす。

こうした中で、過疎地域においては、農林水産業や観光関連産業などの地場産業等と連携しつつ、優れた人材のＵＩＪターンや、地域ブランドによる付加価値の向上等を図りながら、起業や既存企業の経営革新を進め、地域産業の振興と雇用の創出を図るとともに、それを通じて、地域産業を支える優秀な人材の育成を図る。

（６）商業の振興

商店街は、地域の中心地にあって、地域産業の中心として発展してきたが、近年では、消費者のライフスタイルの変化や流通革新によってシャッター通りと呼ばれる商店街が増加している。また、店主の高齢化など従来からの構造的な課題が顕在化している。このため、商店街創生センターによる伴走支援を通じて、商店街の多機能化と多様な人材の集積を進めることで商店街が地域コミュニティの核となり、地域・個店と一体的に発展していくことを支援し、地域の特色を生かした商店街の振興を図る。

また、商店街の機能を高めるために必要な施設整備など地域商業機能の充実に向けた取組を推進する。

（７）観光の開発

近年の自然志向、農山漁村生活志向の高まりやライフスタイルの変化に伴い増加する余暇需要に対応すべく、過疎地域においてもその豊かな自然や、我が国の原風景というべき美しい景観、食、歴史文化という貴重な地域資源を最大限に活用した新たな観光コンテンツづくりやその魅力向上、農林漁家民宿の開業など、地域をまるごと滞在施設化する等、過疎地域の経済活動につながる様々な施策を積極的に展開する。

（丹後地域）

世界文化遺産登録を目指す天橋立、山陰海岸ジオパーク、伊根の舟屋をはじめ、海、山、里といった豊かな自然とそこで獲れる豊かで品質のよい食材や丹後ちり

めんをはじめとする地場産業等も含め、様々な地域資源に恵まれており、これらを「海の京都」の統一テーマのもと、観光資源として更に磨き上げ、交通アクセス、地域内の周遊ルートなどの条件整備の促進により、体験型・滞在型の観光を進めるともに、POST コロナを見越し地域内外に積極的に発信することで、国内外から選ばれる国際競争力の高いブランド観光地域をめざす取組を展開していく。

さらに、丹後・中丹地域に跨る「丹後天橋立大江山国定公園」を、丹後半島の「海岸と美しい海」、半島中央の「高原と多様な自然」、大江山を中心とした「連峰と雄大な景観」など、変化に富んだ豊かな自然を満喫できる観光レクリエーション資源として活用し、府北部全体での観光誘客の推進を図る。

（中丹地域）

丹後・若狭・丹波地域と有機的に連携しつつ、「海の京都」、「森の京都」の統一テーマのもと、京都丹波高原国定公園や丹後天橋立大江山国定公園をはじめとする森・里・川・海や歴史・文化など地域の資源を活用した魅力ある滞在プログラムの造成、自転車やカヌー、山登り等の移動手段そのものを楽しむ「スポーツ・トレイル」の推進、さらには丹波くり・丹波黒大豆等の丹波ブランド産品の魅力や農業・林業・漁業体験民宿等の観光情報の発信により誘客を図り、都市との交流を推進する。

（南丹地域、京都市地域）

自然環境・景観、伝統的な建造物、芸能、祭りなどの文化財、良質な食材や農林水畜産物など豊かな地域資源の魅力をブラッシュアップし、国内外に広く発信・浸透させるとともに、京都丹波高原国定公園、京都スタジアムやスポーツイベント等を活用しながら、森の京都 DMO との連携の下、地域の魅力を広く発信し、京都丹波ブランドを浸透させ、国内外から来訪者を周遊・滞在型観光につなげ、地域の賑わいづくりに結びつける。

（山城地域）

日本遺産の構成文化財に加え、木津川上流の豊かな自然や墾田永年私財法が発布された都「恭仁宮」、「太平記」で有名な「笠置山」等の歴史的文化遺産や茶畑景観に恵まれており、「お茶の京都」構想に基づき観光の振興を進めるとともに、今後、関西文化学術研究都市や大都市近郊に位置するという立地条件、日本遺産（『日本茶８００年の歴史散歩』）に認定された地域の魅力を活かし、広域的な交流をさらに進めていくため、交通アクセス、宿泊施設、道の駅など誘客を可能とする基礎的な条件の活用・整備をさらに促進する。

また、いずれの地域とも、地域の特産品を活かし、高齢者も参画できる体制での農産加工品等の開発や地域経済の活性化につながる付加価値の高い商品開発を進める。

（８）雇用開発・能力開発等の推進

産業･雇用構造の変化に的確に対応し、地域の雇用状況等に応じた雇用対策を推進する。これと併せて、若年者、女性、中高年者及び障害者等の就業を支援するとともに、人材の地方還流（ＵＩＪターン）など多様な就業を支援する。

また、勤労者一人ひとりが自らの能力を十分に発揮することができるよう、産業振興施策･雇用対策と連携しつつ、府立高等技術専門校や京都職業能力開発促進センター等を活用し、地域のニーズにあった職業訓練等の充実や非正規雇用若年者層のキャリアアップによる正規雇用化などの質の向上を図る。

さらに、労働時間の短縮と余暇活動の充実を促進するとともに、労働条件や福利厚生面における勤労者福祉の充実を図るため、地域のニーズに合った勤労者福祉施設の効率的な活用に努める。

４　地域における情報化

（１）地域における情報化の方針

少子高齢化・人口減少の進展等による、経済活動や地域コミュニティの維持などへの課題を克服し、今後、ますます多様化が想定される府民・事業者ニーズに対応した政策の推進には、デジタル技術を活用して個別最適なサービスをいかに早く府内全域に届けるかが重要である。

そのためには、従来からの情報通信ネットワークや府の各種事業におけるシステム導入などの取り組みに加え、府民の誰もが安心して容易にデジタル技術を利用できる基本的な環境の更なる充実を図る。

（２）情報通信設備整備と利活用促進

従来から取り組んできた、条件不利地域における光ファイバーや5G通信の基地局整備促進など情報通信ネットワークの整備等に加え、デジタル技術を府民誰もが安心して容易に利用できる環境をつくるため、人材の育成やセキュリティ対策などのソフト事業も含めて「デジタルインフラ」とし、府内各地域で展開する。

その上で、いつでも、どこでも、だれもが情報を取得・発信し、交流を図ることができるよう、ＮＰＯ等との協働による地域に根ざした支援等を通じて、デジタル技術を活用しやすい環境づくりを進める。

また、環境・エネルギー、健康・医療・農業等の様々な分野で、最新のデジタル技術を積極的かつ適切に取り入れながら、産学公連携でデジタル技術利活用の取組を進めるとともに、ＳＮＳを活用した政策形成段階からの府民参画やスマートフォンアプリによる防災情報等の迅速な共有を進める。

防災情報システムについては、地震、津波、風水害、原子力災害等に対して備えた対策を強化し、災害時の迅速な対応を強化するとともに、分かりやすく的確な情報提供を推進する。

５　交通施設の整備、交通手段の確保の促進

（１）交通施設の整備の方針

過疎地域における交通施設の整備については、まず、産業振興をはじめとする地域の持続的発展を進める上で必須の要件である基盤整備の推進をめざして、府域を南北に貫く高速交通軸の整備を促進するとともに、過疎地域を含む府域全体からこの高速交通軸に円滑にアクセスする道路網の整備を促進する。

これと併せて、通勤・通院・買物など住民生活の維持と利便性を確保する観点から、各集落と基幹集落・中核的都市等を体系的に結ぶ圏域内道路網の整備を推進する。

また、地域の農林水産業の振興の基幹的な施設として、農業生産活動や農産物流通の合理化を実現し、農山漁村地域の活性化に資する農道等の整備を促進する。

なお、基幹的な市町村道や市町村管理の農道等（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道等を含む。）のうち地域の持続的発展を図る上で特に重要なものについては、市町村の財政状況、技術力及び他事業との関連による早期整備の必要性などを勘案しつつ、国土交通大臣又は農林水産大臣の指定に基づき京都府による代行整備を行う。

さらに、地域住民の暮らしに欠かすことのできない生活交通、地域への来訪者の交通手段、商店街の振興等、地域の社会経済活動も支える重要な社会生活基盤となっている公共交通については、少子高齢化の進展等に伴い、「安心、安全」「人にやさしい」「誰にでも使いやすい」交通体系の構築が必要となっており、利用者（住民）にとって最適の、より便利で一層効果的・効率的な、地域の実情に応じた公共交通ネットワークを新たに作り上げる取組を住民、行政、事業者が一体となって進める。

（２）国道、府道及び市町村道の整備

府域全体の活性化につながる広域高速交通ネットワークの形成をめざして、山陰近畿自動車道、府南部地域の新たな国土軸になる新名神高速道路等の整備を促進するとともに、その整備効果を府域の隅々にまで及ぼすことができるよう、各地域からこれら高速道路網へのアクセスの整備を推進する。

このような考え方に基づき、府道については、①府域の高規格道路等とのネットワークにより広域交通を担う路線、②地域整備プロジェクトの推進のために必要な路線、③各圏域の中核都市へのアクセスなど地域内交通の強化のための路線、④通行不能箇所や異常気象時及び原子力災害時における通行に支障のある危険箇所の解消が必要な路線について重点的な整備を行うものとする。

市町村道については、広域的な高速交通ネットワークの形成を踏まえつつ、①産業振興のために必要な路線、②観光レクリエーションの振興のために必要な路線、③住民生活を維持するために必要な路線に重点をおいて整備の促進を図る。

また、安全で快適な道路交通を確保するため、歩道の設置等による歩行者の安全確保や冬期積雪地域における雪崩防護壁・チェーン着脱所の整備などの安全対策を講じるとともに、道路除雪の迅速な実施を図る。

（３）農道及び林道の整備

農作業や通作の効率化、農作物の品質確保、農地集積の促進、流通の効率化等を図るため、地域の要望を踏まえた農道整備を推進する。

林道等路網については、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林・保育・素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、現地条件に合わせて、林道や作業道など、役割や利用形態等に応じて適切に組み合わせて整備を進めていくとともに、山村地域の生活を支える基盤として、また、環境学習や地域資源としてレクリエーションに活用するなど森林の総合的利用を促進するため、舗装・改良による機能強化を図る。

（４）交通確保対策

鉄道については、周辺都市への通勤・通学の利便性や観光面での誘客という観点から、ＪＲ奈良線の整備を促進するとともに、ＪＲ山陰本線園部以北や関西本線の複線化・高速化等の実現への要請を強める。また、京都丹後鉄道については安心・安全な運行の確保に資する設備投資等の支援を沿線自治体とともに行う。

通学、通院をはじめ住民の日常生活を支える交通手段として大切な役割を果たしている路線バスについては、少子高齢化等による利用者数の減少や運転手不足に伴う減便等により、路線維持が困難な状況になりつつある。こうした状況を踏まえ、地元市町村・事業者・地域住民等が主体となった地域公共交通計画の策定も行われていることから、引き続き路線バスの維持に努めるとともに、自家用有償旅客運送などの地域住民による移動サービスの立ち上げなど路線バスを補完する移送手段も含め、地域の実情に応じた生活交通の確保のために必要な支援を行い、利用者（住民）に最適で、より便利で効果的・効率的な生活交通ネットワークを実現する。

６　生活環境の整備

（１）生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、住民が安全で心豊かな日々の生活を送るため、水道施設、消防救急などの基礎的な公共施設・サービスについて、よりきめ細かい整備と活動体制の強化を図る。また、近年の住民ニーズの高度化、若年層の定住、住民の大部分を占める高齢者、地域を訪れる人々の利便等を考慮して、汚水処理施設、公園、住宅、図書館など快適でゆとりある生活環境を創出するための生活基盤施設についても、各地域の実情に応じた計画的・段階的な整備を促進する。

さらに、阿蘇海など閉鎖性水域の環境改善の取組を促進する。

（２）簡易水道、汚水処理施設等の整備

（簡易水道等）

簡易水道を主とする水道施設については、府民生活に欠くことのできないライフラインであり、安心・安全な水を安定的に供給する体制の確立を目指し、未普及地域の早期解消、小規模・脆弱な簡易水道の統合整備や施設の更新等を促進する。

なお、水資源の確保については、限りある水資源の有効利用の視点から健全な水循環の確立や水資源確保方策の多様な推進等を図る。

（汚水処理施設等）

汚水処理施設は、公共用水域の水質保全を図るとともに、快適な生活環境を確保し、また観光レクリエーション振興等のための基盤条件としても極めて重要な施設である。

このため、京都府水環境構想２０２２に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設及び浄化槽等、地域の実状に応じた計画的・効率的な整備・普及・維持管理を図る。

また、循環型社会の構築に向け、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、環境負荷のより少ない広域的な一般廃棄物処理施設の整備を促進する。

（３）消防防災救急施設の整備

（消防）

常備消防については、過疎地域を構成団体とする京丹後市消防本部、宮津与謝消防組合、福知山市消防本部、綾部市消防本部、京都中部広域消防組合、京

都市消防局、相楽中部消防組合などの広域消防力の強化・充実を基本として、市町村及び関係機関と連携して消防水利・消防ポンプ自動車、多機能型消防車、高規格救急自動車等の消防施設・設備の整備を促進するとともに、ヘリコプター等を活用した相互応援体制の整備について充実を図る。

また、こうした常備消防力の充実とともに、消防団組織による消防力を強化するため、青壮年層等の積極的な入団促進を図るとともに、施設・設備の近代化や更新など消防団活性化のための施策の充実を図る。

併せて、高齢者のいる世帯、特に高齢者単身世帯の増加に対応して、防火指導の充実や緊急通報システムの整備を促進する。

（防災）

近年、台風や集中豪雨等による大規模災害が頻発しており、厳しい地形や気候条件、高齢者単身世帯の点在、脆弱な通信手段等による災害時の孤立化や緊急時の避難が困難であることなどを踏まえ、住民の防災意識の向上、自主防災組織を育成するとともに、安全な避難場所、避難ルート等を整備する。

併せて、河川堤防や護岸・土砂災害等の危険箇所を把握し、それらの防災情報の地域における確実な共有化や定期的な防災訓練の実施等を推進する。

また、災害の発生を防止するため、河川の計画的な整備や農業用ため池の適切な管理・保全と整備、土砂災害・森林などの危険箇所の整備を進め、内水対策の充実も図る。

さらに地震、津波などに対する防災・減災の取組を促進するとともに、原子力災害対策も強化する。

（防犯）

府内の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成１４年から５分の１以下に減少したものの、依然として、子どもや女性・高齢者を狙った犯罪が後を絶たない状況を踏まえ、交番・駐在所を核に、地域住民、警察、行政等の連携・協働を強化し、住民への広報啓発による防犯意識の向上や防犯ボランティアによる自主防犯活動への積極的な支援等、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進する。

（救急医療）

救急医療については、地域の実情に即した初期医療体制の確保を図るとともに、緊急手術や緊急入院を担う２次・３次の救急医療機関の受入機能の拡充を図り、府民が迅速かつ適切に救急医療を受けられる体制を確保する。

また、関西広域連合によるドクターヘリにより、公立豊岡病院を基地病院とす

る３府県ドクターヘリが府北部地域を、大阪大学医学部付属病院を基地病院とする大阪府ドクターヘリ及び済生会滋賀県病院を基地病院とする京滋ドクターヘリが府南部地域を運航しており、今後も引き続き、救急医療・搬送体制の充実強化に努める。

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための方針

（子育て環境の確保）

京都府の合計特殊出生率は、令和６年１．１５と全国で４３番目の水準となる一方で、６５歳以上の高齢者人口の割合が高まり続けており、少子高齢化が進行している。過疎地域においては、合計特殊出生率が府内の平均を下回る地域もあり、府民が地域で安心して子どもを産み育てられるよう、市町村と連携して妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援に取り組むことが求められる。

（高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進）

過疎地域では、既に高齢化率が５割を超える地域もあるなど、高齢化が一層進行しており、今後も、後期高齢者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれている。また、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯も増加しており、高齢者を地域全体で見守り、支えていくことが求められる。

このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、適切な介護保険サービスの提供や介護基盤の着実な整備、介護予防・健康づくりの充実、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の取組を推進する。

また、意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の担い手」として活躍することができるよう、幅広い関係団体や市町村と連携して、高齢者の多様な社会参加を支援する。

あわせて、道路等の基盤施設や各種公共施設等の整備に当たっても、高齢者や障害者をはじめすべての人々が安心して快適に暮らし、自由に移動し、社会参加を行うことができる福祉のまちづくりを推進する。

（２）子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

京都府子育て環境日本一推進戦略や、京都府子ども・子育て支援事業支援計画、京都府高齢者健康福祉計画等に基づき、以下の取組を推進する。

（妊娠・出産の環境づくり）

妊娠・出産から育児に至る総合相談・支援の拠点づくりを進め、妊産婦が抱える悩み等の軽減や産後うつの予防・早期発見等、地域全体で孤立化を防ぐ支援体制を確立する。

（子育ての環境づくり）
就学児家庭、未就学児家庭を含め、全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備のため、市町村と連携した多様な保育サービスの提供や地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園・幼稚園等を拠点とした相談・一時預かり等の体制強化を促進するとともに、地域全体での相談・支援体制の充実などの取組を推進する。

（保育・教育の環境づくり）
市町村と連携し、多様なニーズに対応できる環境の整備促進を図るなど、保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実を進めるとともに、保育教諭・幼稚園教諭等、保育人材等の確保・質の向上を図る。また、放課後児童クラブの整備に対する支援や放課後子ども教室との連携促進、放課後児童支援員等の育成・確保と更なる資質の向上による総合的な放課後児童対策の充実や、幼児教育に関わる人材の育成・確保など幼児教育の推進体制の拡充を推進する。

（子育て世帯の経済的支援）
市町村と連携して、子育て世帯、三世代同居・近居支援のための住宅取得等に係る経済的支援等により、子育てに適した住環境整備の促進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る取組を推進する。

（適切な介護保険サービスの提供）
介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みである介護保険制度については、居宅サービス及び施設サービスを確保することができるよう、その制度の円滑な推進を支援する。また、介護保険施設等の介護基盤の着実な整備や、介護・福祉人材の確保・育成を進める。

（認知症対策等の充実、在宅医療・介護連携の推進）
認知症疾患や高齢化に伴う慢性疾患の増加等に対応するため、地域包括ケア３大プロジェクト（認知症総合対策、総合リハビリテーションの推進、看取り対策）の一層の充実や、在宅療養を支える医療・介護の連携を推進する。

（介護予防・健康づくりの推進）
運動、口腔ケア、栄養・食生活改善及び市民サポーター養成を組み合わせた「総合型介護予防プログラム」の普及を図り、効果的な介護予防の取組を支援する。
また、市町村や関係機関との連携を図りながら、生涯を通じた健康づくりを支

える体制の整備を推進する。

（高齢者が安心して暮らせる住まいの確保）
高齢者が住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らし続けることができるよう、介護保険施設等の計画的な整備とともに、高齢者あんしんサポートハウスの整備やサービス付き高齢者向け住宅の登録を進める。

（高齢者の多様な社会参加の支援）
意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の担い手」として活躍することができるよう、幅広い関係団体や市町村と連携して、高齢者の多様な社会参加を支援する。また、高齢者の生きがいと健康づくりの推進、老人クラブ活動への支援、高齢者雇用対策などの施策を推進する。

（３）障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
障害者の自立と社会参加を促進するため、生活環境の整備、就労・在宅生活の支援、文化・スポーツ振興など総合的な観点から施策展開を図る。

８　医療の確保

（１）医療の確保の方針

医療については、地域住民の生命と安全を確保するため、関係市町村と連携し、高度医療機器などの設備整備やへき地医療拠点病院への支援など、医療提供体制の充実を図る。

自治医科大学での医師養成や府立医科大学による医師確保等により、医師不足地域への効果的な医師等の配置に努めるとともに、府立医科大学等と連携した医療提供体制の確保を図る。

また、疾病構造の変化などに対応して、より質の高い医療サービスを効率的に供給していくため、広域的に設定された２次医療圏を単位として、今後とも各地域の基幹病院や自治体立病院の機能の充実を図る。

さらに、京都府保健医療計画に基づき医療圏内の医療資源の効率的活用を進め、それぞれの医療機関の役割に応じた機能分担と相互連携を促進するとともに、高度医療、救急医療、へき地医療など総合的・体系的な地域医療システムの確立を図る。

（２）無医地区対策

無医地区や医師不足地域におけるへき地医療拠点病院、へき地診療所等の医療機能の充実を図る。

また、へき地診療所等における医師の確保に向けて、自治医科大学での医師養成等とともに、へき地医療支援機構やへき地医療拠点病院からの医師派遣など医療機関の連携による医療供給体制の充実を図る。

９　教育の振興

（１）教育の振興の方針

過疎地域に住むことが教育を受ける上でのハンディとならないよう、小規模校の特性や豊かな自然環境を活かした教育効果の高い学校教育の推進、高度情報通信技術を活用した学習内容の充実、学校施設面の整備・充実や遠距離通学対策の充実や広域的な連携による教育の振興を図る。

また、自然体験活動等青少年の学校外活動の機会の充実を図るなど児童生徒に「生きる力」をはぐくむための環境の整備に努める。

さらに、経済的理由により進学等を断念することがないよう、子どもが教育を受ける機会を確保するとともに、過疎地域に居住する生徒・保護者のためにも、私学経営の健全化を進め、保護者の教育費負担の軽減にも配慮する。

住民一人ひとりが、生涯にわたって様々な学習活動が行えるよう、多様なニーズに応じた生涯学習のための指導者の育成、推進体制の整備等を推進する。

（２）公立小中学校の整備等教育施設の整備

児童生徒数の減少や過疎化に伴って小規模な小・中学校が増加する中で、教育効果の高い学校教育を受けることのできる条件整備が重要である。

小・中学校の施設にあっては、教育内容・方法の変化やインクルーシブ教育の推進、施設の老朽化、地震等の災害に対応するため、計画的に校舎や屋内・屋外運動場等の改修・大規模改造や改築等を促進する。

また、遠距離通学が必要な地域においては、通学バス路線の確保等通学条件の整備を図る。

さらに、地域・社会全体で児童生徒の育成を図るため、小・中学校に地域コミュニティの拠点としての機能を持たせ、地域社会への開放等生涯学習の振興を視野に入れた学校施設整備の推進を図る。

（３）集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域における生涯学習活動やコミュニティ活動の充実を図るため、地域ごとの公民館、集会施設等を体系的に整備するとともに、既存施設のネットワーク化を図るなど機能の充実を図る。

また、学習活動を支える基礎的な施設の一つである図書館については、京都府内全市町村を対象とする京都府図書館総合目録ネットワークにより一層連携を図るとともに、連絡協力車を活用した図書館間の協力貸出を推進するなど、各市町における図書館機能の充実を支援する。京都トレーニングセンター等の体育施設については、地域住民のニーズを踏まえつつ、施設の整備・活用を促進する。

丹後の歴史・文化・観光拠点となる博物館を目指し、府立丹後郷土資料館のリニューアルに取り組むとともに、郷土資料館においては、各施設で、歴史・考古・民俗資料の調査や収集、成果の展示、府民向け公開講座や学校への出前授業等を実施するなど、地域の文化財の保存・活用を図る。

学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として、企業誘致により新たな産業の拠点としての活用や、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールドとしての再整備等有効活用を図る。

（４）地域の文化財の保存・活用

地域の文化財を将来にわたって適切に保存・活用する。

また、それを担う専門職員の育成や支援を行う。

10　集落の整備

（１）集落整備の方針

過疎化・高齢化が進む農山漁村集落において、地域共同活動を継続していくために、将来人口規模に見合う形へ再構築し、合理化・省力化を図るとともに、外部人材の誘致による農山漁村発イノベーションの推進を促すことにより、人口減少に対応できる地域運営体制づくりを進める。

高齢化の進展等により地域の担い手やリーダーが不足し、相互支援等伝統的な集落機能の維持が困難な場合には、大学やNPOなど地域外の協力者と連携した集落の再生活動の実施や、小学校区等のより広い範囲での複数集落の連携による機能の再構築等を図る。

また、地域の担い手不足が深刻化する中、都市住民等の移住・定住の促進や、交流・関係人口の創出・拡大を図るとともに、特定地域づくり事業協同組合の推進など多様な人材の確保・育成に努める。さらに、地域おこし協力隊、集落支援員等の活用を促進するなど、人材面での支援も推進する。

また、地域の総合的な土地利用計画等に基づき、住宅、商業、農業、教育・文化、保健医療・福祉、公共サービス等に関連する諸施設の体系的な整備や機能の充実を図るとともに、道の駅や鉄道駅を核とした産業振興、生活サービスの拠点づくりなど過疎地域のネットワークの形成を図る。

11　地域文化の振興等

（１）地域文化の振興等の方針

京都府では、四季の移り変わりや人々の暮らしとともに育まれた祭りや年中行事などの多様で個性あふれる地域文化が受け継がれてきた。こうした地域文化は、府内各地の魅力を伝えるとともに、京都全体の文化の力として国内外の人々を惹きつける強みともなっている。

また、これらの地域文化は、多世代を結ぶ地域コミュニティの形成に寄与するとともに、地域への誇りと愛着の醸成にも寄与している。

府民はもとより、地域の企業や文化・経済団体、教育機関など多様な主体の有機的な連携のもと、こうした地域文化の魅力を活かし、さらに磨き上げることにより、府内各地で活力が生み出される京都をめざし、「文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」に基づき、以下の取組を推進する。

（地域文化による地域活性化）

過疎化や高齢化の進行により継承が危ぶまれる府内各地の祭りや年中行事、伝統芸能や景観、暮らしの文化などについて、その独自性や文化的価値を分かりやすく伝え、魅力的に発信することで、継承や地域の活性化につなげる取組を推進する。

（伝統行事・伝統産業に用いられる素材の保全・継承）

「豊かな森を育てる府民税」を活用して、伝統行事や伝統産業の素材に用いられる植物を育成する森林を保全するなど、将来の府民に継承する取組を推進する。

（観光、まちづくり施策との連携）

地域の文化資源を生かした特色ある地域づくりを展開し、外部から新たな発想を加えることで、府内各地域における文化活動の振興と地域の活性化を図るため、地域の文化活動を支援する人材を配置する。

また、京都府が取り組んできた「もうひとつの京都」を発展させ、各地の文化資源の魅力を再発見し、積極的に活用することによる地域活性化や観光振興を行うほか、それぞれの地域の特質に基づいた文化を創造し続けるための取組を推進する。

（文化活動の国内外への発信）

地域の文化活動や行祭事などの情報を、若い世代や子育て中の人、障害者、高齢者といった受け手に合わせて提供する。

（２）地域文化の振興等に係る施設の整備

各地域における伝統文化の継承や、多様な地域文化の発展・創造を図るため、文化活動の拠点としての文化施設の機能を充実させるとともに、それぞれの拠点を活用した文化の振興や各拠点の連携等を図り、地域の文化活動を支援する。

また、府民、芸術家、行政などの連携を円滑にし、子どもから大人まで府民の主体的な参画を促し、文化活動を活発化する取組を進める。

12　再生可能エネルギーの利用の推進

（１）再生可能エネルギーの利用推進の方針

再生可能エネルギー（再エネ）の導入・利用を促進することは、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要である。

世界全体で今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量の均衡の達成を目指す「パリ協定」が発効するとともに、我が国においても、「第７次エネルギー基本計画」において再エネの主力電源化を徹底することとされるなど、世界的に脱炭素化への機運が高まっているところである。

京都府においては、令和２年２月に「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を宣言し、再エネの導入・利用をはじめ設備の長寿命化、省エネの取組等を加速化し、再エネの導入・利用が標準となる新たなライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指すこととしており、京都ならではの豊かな力を活用し、再エネの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出する。

（２）再生可能エネルギーの導入・利用促進

再エネの導入促進に向け、周辺環境に配慮した太陽光発電や風力発電、地域資源を活用した小水力発電や木質バイオマス等発電の導入を支援する。

再エネの利用促進に向け、企業・府民の再エネ調達を促すための意識醸成や、再エネ調達を望む企業・府民が調達しやすい仕組みづくりを行う。

その他、地域住民との信頼関係の構築や環境調和など、安心・安全で長期安定的な事業運営に資する取組や担い手育成（環境教育等）を実施する。

（３）環境の保全・資源の活用

地球規模で温暖化や生物多様性の劣化などが進む中で、過疎地域においても、地域の持続的な維持・発展のためには、環境の保全に配慮し、資源を有効に活用した持続可能な社会・経済の仕組みづくりが求められている。

そのため、森林や里地・里山・里海等、人間が関わることにより形成維持されてきた自然を保全し継承するとともに、自然環境の保全に資する計画的な地域資源（バイオマス、自然エネルギー等）の利活用により、地域ビジネス等の事業化を図る。

事業化に当たっては、地形、植生、水系、気象条件など地域の自然特性に適合した地域資源の活用による創エネルギーやバイオマテリアル生産等の手法を、地域の住民が主体的に関わる中で検討を進めるとともに、その実施に当たって

は、事前に賦存量や活用方法等に関する科学的かつ実証的な調査を行い、環境への影響及び費用対効果を適切に評価・把握し、必要な法令の遵守と、地域の合意の形成や、地域の「絆」の再生と活性化を図りながら進めるものとする。

（４）経済と豊かな自然の恵みが地域内で好循環する仕組みづくり

持続可能な社会・経済のしくみを構築するためには、画一的な方法ではなく、それぞれの地域に適した方法を選択することが必要であり、単に資本を投下するだけでなく、投下された資本と資源が地域内で好循環する仕組みを創出していく必要がある。

そのため、農林水産業、ものづくり、観光などの地域産業の振興や、人々の暮らしの向上につながるよう、地域の人材や技術を活かした地域に適した方法で、バイオマス、水力、風力、太陽光・太陽熱、地熱などの豊かな恵み（資源）から、地域分散型の再生可能エネルギーを効果的に利活用する事業化を促進することで、エネルギーの地産地消による域外への資金流出の抑制や新たな収入源の確保を図るなど、省エネルギーの推進と安心・安全なエネルギー自給社会の実現に向け、地域の「自給力」と「創富力」を高めるものとする。

別冊資料２

改定（中間案）

京都府過疎地域持続的発展計画
（令和８年度～令和１２年度）

令和７年９月作成

京　　　都　　　府

目　　次

1　基本的な事項　……………………………………………………　1
（１）持続的発展の基本方針
（２）過疎地域の持続的発展に関する目標
（３）計画の達成状況の評価に関する事項
（４）計画期間

2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成　……………………　5

3　産業の振興　……………………………………………………　6

4　地域における情報化　…………………………………………　16

5　交通施設の整備、交通手段の確保の促進　……………………　17

6　生活環境の整備　………………………………………………　18

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進　……　20

8　医療の確保　……………………………………………………　22

9　教育の振興　……………………………………………………　23

10　集落の整備　……………………………………………………　24

11　地域文化の振興等　……………………………………………　25

12　再生可能エネルギーの利用の推進　……………………………　26

１　基本的な事項

（１）持続的発展の基本方針

京都府は、過疎地域の持続的発展の基本的な方向として、地域社会が地域住民と多様な主体との協働のもとに総合的な施策の選択を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりに責任を持って主体的に取り組むことが必要という認識のもと、以下の取組等の推進が重要であると京都府過疎地域持続的発展方針（令和８年度～令和１２年度）（以下「方針」という。）に定めている。

○　持続的かつ自立的な地域コミュニティの確立を目指し、都市住民等の過疎地域への移住・定住を促進。「移住したいまち京都府」の実現を図る

○　地域間における情報共有や相互支援を目的とした地域間ネットワークの構築や、都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進

○　過疎地域の持つ多様で豊かな自然、歴史、文化等地域資源の保全、創造を図り、地域の魅力を向上させるとともに、京都府北部地域の職住一体型の生活圏形成をめざす京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクトや京都スタジアムを中核とする南丹地域スポーツ＆ウェルネス＆ニューライフ広域連携プロジェクトのほか、新名神を活かす近未来都市形成など、地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげる「産業創造リーディングゾーン」や、もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）を推進

○　農山漁村滞在型旅行である「農泊」等を中心に、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする、都市と農山漁村の共生・対流を促進

○　地域や関係市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進するとともに、各分野における専門人材等の確保・育成についても積極的に推進

○　地域の活動を担う組織や牽引するリーダーが不足しているため、多様な主体が協働して活動に取り組む組織を育成及び機能強化するとともに、地域の将来を担う人材を育成

○　地域経済・社会を支える産業については、担い手の確保や地域資源、デジタ

ル技術の活用、多様な主体との連携等による農林水産業や地場産業、観光・レクリエーションの振興、地域ビジネス等の新たな起業の促進など、総合的な産業施策を展開し、多様な産業の育成によるたくましい地域経済を確立

○　首都圏をはじめとする全国の都市部からの人材還流を促進するため、京都府が主体となり、各地域とその企業が地域の特性を発信し、魅力ある雇用機会を創出するための緊密な連携強化を図ることで、ＵＩＪターン就職を促進

○　情報通信等の基盤を充実し、個性豊かで住みやすい地域づくりを支援。府域全体でデジタル技術の利活用を進め、いつでも、どこでも、だれもがその利便性を享受できる高度なネットワーク社会にふさわしいＩＣＴの環境整備等を推進し、暮らしの中で情報の交流を促進

○　広域的視野に基づく交通網や情報通信網等の基盤整備、生活環境等の整備、情報化の推進、保健・医療の確保、学校教育をはじめとする教育や文化の振興など、基礎的な生活条件を整備・充実

○　子育て環境の確保については、結婚や妊娠・出産、子育てに夢や希望が持てるよう、オール京都の推進体制により、「京都府子育て環境日本一推進戦略」に基づき、社会で子どもを育てる京都の実現に向けた取組をきめ細かに粘り強く推進

○　高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、適切な介護保険サービス等の提供や介護基盤の着実な整備、介護予防・健康づくりの充実、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の取組を推進

○　医療の確保については、京都府の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数は全国で３番目に多いが、地域や診療科による偏在が認められ、地域医療の確保に必要な医師の少ない地域においては、医師の安定的・継続的な確保が大きな課題であることなどから、住民が、必要に応じてより充実した医療サービスを身近なところで受けることができるための条件を整備

○　学校教育においては、過疎地域の豊かな自然環境を教材化したり、体験活動に活かせるなどの利点があるが、児童生徒数が少ないため複式学級を編制している学校や施設面での整備に課題を抱える学校がある。その中で適正な児童生徒数による教育環境を維持するため、学校の統廃合を選択する地域がある。そのため、地域の特性に応じた教育環境の推進と環境整備を図る

○　過疎地域と都市部が機能や役割を分担・連携・協働して共存する仕組づくりなど、従来の価値観を変える取組を促進し、二地域居住や半農半Ｘ等、多様なライフスタイルを実現する場としての機能を整備

○　地域共同活動の再編・合理化や近隣集落との連携に向けた話し合いの支援、市町村集落支援員の配置、中間支援組織の育成を通じた伴走支援体制の構築等により、将来の人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進

○　地域の郷土意識やコミュニティ意識の醸成を図るため、地域文化等の振興に関するニーズ及び地域の実情に応じ、文化施設等の機能を充実

○　地域における文化芸術活動への支援をはじめ、まちなみや景観保全、伝統的な行祭事や伝統工芸等の地域の文化資源を活用した活動を活発化するとともに、広域的な地域文化相互のネットワークづくりを促進

○　京都ならではの豊かな力を活用し、再エネの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出

京都府過疎地域持続的発展計画は、方針にて定めた取組の実現のため、京都府が過疎地域の市町村と協力し、過疎地域の持続的発展を図る事項を取りまとめたものである。
なお、府内過疎市町村の脆弱な財政基盤等の厳しい制約のもと、総合的な対策を推進していくため、京都府は、市町村や地域の主体的な努力を前提としつつ、行財政上の援助措置を講じるものとする。

事業名	事業内容
きょうと地域連携交付金	府と市町村・市町村相互の連携を強め、一体となった地域づくりを推進するための事業に対する交付金（交付対象経費の 1／2 を限度として交付）
市町村未来づくり資金	市町村等が行う土木事業、環境改善事業、災害防除事業等の建設事業を支援するため、原則、事業費の 75％を貸付
地域交響プロジェクト交付金	地域社会の諸課題の解決に取り組む地域活動が継続して実施することができるよう他団体や市町村、府との連携や関係性の構築を目指す取組に対し、原則事業費の 1/3 を交付

（２）過疎地域の持続的発展に関する目標

以下に掲げる目標に沿って、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上を図る。

・過疎地域の持続的発展に必要な人口の確保
（参考指標）人口　人口減少率　転出入者数　等

・過疎地域への移住・定住の促進
（参考指標）移住者数　等

・過疎地域における産業の振興
（参考指標）企業立地件数　正規雇用者数　観光入込客数、観光消費額
農林水産業の産出額　等

・過疎地域における情報化の推進
（参考指標）府内５G 基盤展開率　等

・過疎地域における地域公共交通の利便性向上
（参考指標）鉄道の高速化・複線化状況　幹線道路の整備状況　等

・子育てしやすい地域・まちづくりの推進
（参考指標）合計特殊出生率　住んでいる地域が、子どもが育つのに良い環境だと思う人の割合　等

・過疎地域における医療提供体制の確保・充実
（参考指標）健康寿命　医師確保困難地域で従事した医師数　等

・過疎地域における再生可能エネルギーの導入・利用の促進
（参考指標）電力需要に占める再生可能エネ導入量の割合　等

※参考指標については、上に記した項目に限らず、評価時点で最も適切と考えられる指標を用いることとする。

（３）計画の達成状況の評価に関する事項

①評価の時期
令和９年度及び１２年度（予定）
（京都府総合計画の数値目標点検時及び次期計画策定時に併せて本計画に対する評価を実施）

②評価の手法
庁内関係部局等を中心としたメンバーにより、総合的及び項目別評価を実施。

（４）計画期間

令和８年度から令和１２年度まで

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（移住・定住及び地域間交流の促進）

京都への新しい人の流れをつくるため、コロナ禍を契機として高まりつつある地方移住への関心を的確に捉え、京都府の持つ魅力や強みを積極的に発信するとともに、市町村や関係団体等と連携しながら移住・定住やＵＩＪターン就職の施策を推進する。

また、地域資源を活かした都市農村交流や二地域居住等を通じた関係人口の創出を図り、多様な地域の担い手の確保を推進する。

事業名	事業内容
京都ジョブパーク事業 移住人材確保支援業務	府内の企業の人材不足に対応するため、主に首都圏・近畿圏をはじめ、全国の都市部に在住する者の京都府への還流及び京都府内南部地域在住者の京都府北部地域へのＵＩＪターン就職の促進に向け、個々の求職者に対して、京都ジョブパークが持つ様々な資源・サービスを活用し、京都府及び府内企業の魅力を適切に発信することで、当該求職者の府内企業へのＵＩＪターン就職の促進を図る。
「移住するなら京都」推進事業	地域の新たな担い手となる移住者を確保するため、東京、大阪、京都に移住相談窓口を設置して相談から現地案内、地域定着までを伴走支援するとともに、移住者のニーズに応じた住まいや仕事づくりを総合的に支援

（人材の育成）

地域づくりや農林水産業を担う人材の育成に加え、産業、医療、福祉など各分野の専門的人材等の確保、育成についても推進する。

事業名	事業内容
農林水産業人材確保育成戦略事業	農林水産業の成長産業化を牽引する高度な専門人材と地域を支える多様な担い手を確保するため、産学公民の連携により、分野横断で誘導から定着・経営発展までを一貫して支援する。

３　産業の振興

（農林水産業の振興）

農林水産業は、過疎地域の社会・経済構造を様々な面で支えており、地域社会の持続的発展を進めていく上で、その振興が重要である。

生活環境の整備や就業機会の拡充など総合的な地域政策の視点に立った魅力ある農山漁村づくりを進めることが必要となっており、各市町村・地域によるこうした取組に対して、様々な面から積極的な支援を行う。

事業名	事業内容
農業競争力強化農地整備事業	ほ場、用排水路及び耕作道を一体的に整備することで、農業の生産性を高め、農家所得の安定を図る。
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず基盤整備を行うことで担い手への農地の集積・集約化を加速する。
水利施設等保全高度化事業	老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保するとともに、水利用の効率化、水管理の省力化を推進し、生産効率・安全性の向上を図る。
土地改良施設維持管理適正化事業	農業水利施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図る。
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組を実施し、農業の持続的な発展を図る。
農村地域防災減災事業	農業用ため池等の農業用施設の防災減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。

中山間地域等直接支払交付金	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するため直接支払交付金を交付 国　1／2　　府1／4 （一部地域は国　1／3　府1／3）
農と環境を守る地域協働活動支援事業 （多面的機能支払交付金）	地域ぐるみでの地域資源の基礎的保全活動・質的向上活動や、施設の長寿命化のための活動等に対する支援交付金を交付 国　1／2　　府1／4
機構集積協力金交付緊急対策事業	地域のまとまった農地の農地バンクへの賃借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	経営体の確保・育成、経営の規模拡大、複合化等を図るため、市町村等が行う生産、加工、流通、販売の機械・施設整備に対して3/10（以内）を補助
京都農人材育成総合対策事業	新規就農・就業の相談から体験・研修・就農・就業までを支援し、就農後も農業者の発展段階に応じた研修などの伴走支援に加え、高度な経営感覚を持つ農人材を育成
京都畜産未来の担い手づくり事業	経営の法人化を進めるとともに、畜産法人への就業・就農希望者を幅広く確保
畜産インターンシップ事業	畜産業に興味を持つ若者を対象に実践的なインターンシップ研修を実施

農地耕作条件改善事業	担い手への農地集積の推進などを図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取り組みに対する補助
「京都ブランド米」新展開事業 うち 「京の米」生産イノベーション事業	実需者からの具体的なニーズに対応できる、食味にこだわった競争力のある米等を地域ぐるみで効率的に生産できるために必要な機械等の整備に対して 4/10～1/2（以内）を補助
スマート農林水産業実装チャレンジ事業	農林水産業の担い手減少に対応するため、スマート技術の生産現場への実装を加速し、作業効率と品質・生産性の向上の実現に必要な機械や設備等の導入に対して 3/10～5/10（以内）を補助
京都農業経営強化事業 うち 京野菜生産加速化事業 ６次産業向け体制整備事業	市場ニーズの高いブランド京野菜や実需者との契約に基づく加工契約野菜の生産基盤の整備並びに、省力・低コスト生産及び付加価値の高い商品開発に向けた取組に対して事業費の 4/10～4.5/10（以内）を補助。 中山間地は補助率を 5%上積み
京野菜生産拡大モデル事業 うち 京野菜産地基盤づくり事業	集出荷体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備に対して事業費の 4/10(以内)を補助。中山間地は補助率を 5%上積み
京の地域特産物応援事業	実需者から強い要望のある小豆、黒大豆、大豆、そば等の地域特産物の生産に必要な機械等の導入に対して、事業費の 4/10(以内)を補助。中山間地は補助率を 10%上積み
茶業振興対策事業	茶業振興を図るため、優良品種の新植・改植・被覆棚施設の整備、製茶工場等共同化の推進に対する補助

森林整備事業	森林の有する多面的な機能の維持・増進を図るため、植林、下刈、除間伐等の実施に要する経費の4/10～7/10（以内）を補助
有害鳥獣総合対策事業	ニホンジカの捕獲強化や被害防止のための防護柵の整備と維持管理、デジタル技術を活用した効率的な捕獲やジビエの利活用及び担い手育成等により総合的な対策を推進
林道関係補助金	林業経営の合理化の促進及び農山村地域の振興のため、林道の開設・改良・舗装事業に要する経費に対し30/100～80/100（以内）を補助
林業・木材産業等振興施設整備交付金	林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展、木材利用の推進及び特用林産物の生産振興のため、基盤整備、機械施設整備等に対して事業費の3.75/100～5.5/10（以内）を補助
沿岸漁業振興対策事業費補助金	魚礁設置事業、築いそ事業及び共同利用施設設置事業など沿岸漁業振興のため、補助対象経費の1/3（以内）又は1/2（以内）を補助
内水面漁業振興対策事業費補助金	市町村、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合が行う河川種苗放流事業を支援するため、種苗購入経費の1/3（以内）を補助

（地場産業の振興）

中小企業応援隊による企業訪問を通じ、それぞれのステージに応じた伴走支援により、地域の個々の中小企業の成長を支援する。併せて、各地の地場産品の需要・販路開拓を促進するため、紹介・宣伝や展示販売会の開催等を支援し、各市町村の商工会・商工会議所が実施する地場産業・地域観光資源等を活用した地域おこしの取組に対して支援を行う。

事業名	事業内容
中小企業総合応援事業	中小企業応援隊による企業の成長ステージに応じたきめ細かな支援を通じ、中小企業のさらなる成長を支援
丹後・西陣織物産地活性化事業	織物産業の分業体制を維持、再構築するため、広幅織物をはじめとする若手の織物職人や、分業化している関連する工程及び織機調整の研修等を産地組合と連携して実施
北部産業活性化推進事業（北部産業創造センター推進事業）	中丹地域をはじめとする北部ものづくり企業の成長支援、新産業の創出等を図るため、綾部市、京都工芸繊維大学と共同で運営する「北部産業創造センター」を核に産学公が連携して、ビジネス交流から、事業化の促進、ものづくりの競争力創出、産業人材の育成まで一気通貫で支援
北部産業活性化推進事業（北部産業活性化拠点・京丹後推進事業）	丹後地域を中心とした地場ものづくり産業の一層の成長と次世代の産業振興を目的に、ものづくり人材の育成・確保、地域の新しい産業興し、中小企業の総合支援の３つの機能を持つ「丹後・知恵のものづくりパーク」を運営
ものづくりパーク推進事業	南丹・中丹・丹後地域におけるものづくり産業について、経営と技術が一体となったきめ細かな支援体制の充実・整備を進め、地域の特性を活かした成長を実現するための事業等を推進
丹後・知恵のものづくりパーク機能強化事業	府北部地域におけるものづくり産業の支援を行う中核拠点として、「丹後・知恵のものづくりパーク」の機能を強化し、地域の課題である製造業の人材育成等を推進
京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業	中小企業の事業計画段階から本格展開までを一貫支援するパッケージ型の支援制度を伴走支援の下で展開することで、地域の企業が成長する環境をつくり、地域経済を牽引する企業を育成
企業連携型ビジネス構築事業	WITH コロナ・POST コロナ時代における市場や産業構

	造の変化に対応するため、業種の垣根等を越えた企業グループの形成から新ビジネスの創出に至るまでをパッケージ型で支援

（企業の誘致対策）

地域経済の活性化や就業機会の拡大を図るため、工場適地（用地）調査、工場立地動向調査を実施するとともに、工場用地や企業誘致優遇制度等を紹介するパンフレット、工場用地説明会等の開催、さらにインターネットのホームページ上での工場用地情報の提供など、積極的な企業誘致活動を展開する。

特に、丹後・中丹・南丹地域及び山城地域の木津川右岸地域に立地しようとする企業に対する手厚い補助金制度をはじめ、融資及び税制上の優遇措置等を講じ企業誘致を推進する。

事業名	事業内容
企業誘致の推進	「企業立地促進条例（略称)」に基づき、補助金、税の特例措置、低利融資制度を本補助制度の効果的に活用し、地域の立地条件や地域特性に応じた戦略的な企業誘致を推進
京都産業立地戦略２１特別対策事業費補助金	建物、設備等の整備及び雇用に対する助成 ・設備補助：投下固定資産額等✕10％ （限度額：0.5～８億） ・雇用補助：新規府内常用雇用者数✕単価（障害者50 万円、正規雇用者 40 万円、その他 10 万円） 工場（要件）：用地面積：3,000m2 以上／投下固定資産額等：３億円以上／府内常用雇用者：５名以上 ※地域、雇用数、投資額により補助率、限度額が変動
雇用のための企業立地促進融資制度	土地、建物、設備投資等に対する融資 ・所要資金の 90％以内で 20 億円以内（うち運転資金１億円以内）
市町村企業立地基盤整備事業費補助金	企業誘致のための市町村が行う道路・橋梁整備、用排水施設整備及び環境保全施設整備等を支援するため、用地面積に応じて補助対象経費の 1/2（以内）を補助

	①用地面積5ha未満　限度額5,000万円 ②用地面積5ha以上10ha未満　限度額1億円 ③用地面積10ha以上　限度額1億5,000万円

（起業の促進）

地域経済の広域拠点となる「地域ビジネスサポートセンター」の運営を支援し中小企業等に対する創業・経営革新支援をはじめ、地域経済圏の拡大やニーズの高度・専門・多様・広域化などへの対応を行うことにより、地域の活性化を図るとともに、起業創出から成長発展までステージに応じた支援を体系的に実施し、国内外から起業家や、起業家を応援する支援者が集まりエコシステムの形成を目指す。

事業名	事業内容
次世代人材育成・産業創造事業費	起業意欲の向上を図りつつ、創業希望者の掘り起こしを図るとともに、京都経済センター内に設置した「中小企業応援センター」を核として中小企業応援隊との連携の下、府内全域で創業支援
起業するなら京都・プロジェクト	世界中から有能な人材や企業が集積し、世界で活躍する起業家を生み出していくためのエコシステムを構築するため、起業創出から成長発展までステージに応じた支援を展開 ・起業創出プログラムの実施、起業拠点の提供、相談窓口の運営、セミナー開催等による起業創出支援 ・資金調達や販路開拓のためのピッチ会の開催等による成長発展支援 ・小中学生や高校生を対象にした起業家教育の推進

（商業の振興）

商店街創生センターによる伴走支援を通じて、商店街の多機能と多様な人材の集積を進めることで商店街が地域コミュニティの核となり、地域・個店と一体的に発展していくことを支援し、地域の特色を生かした商店街の振興を図る。

事業名	事業内容
新しい商店街づくり総合支援事業	商店街創生センターによる支援を受ける商店街が行う事業であって、地域課題解決や空き店舗の解消、商店街を担う人材の育成を行い、商店街の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする事業を支援。また、商店街の機能を高めるために必要な施設の設備整備などを行う事業を支援

（観光の開発）

各地域の特色や魅力を活かした観光レクリエーションの振興を図り、地域経済の振興につながる整備を行う。

事業名	事業内容
自然公園等施設整備事業	山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園、琵琶湖国定公園、丹後天橋立大江山国定公園、京都丹波高原国定公園、東海自然歩道、近畿自然歩道、府立笠置山自然公園、府立るり渓自然公園、府立保津峡自然公園に係る施設整備

（もうひとつの京都づくりの推進）

京都府では、北から南までの豊かな自然や長い歴史に磨かれた「本物」の強みを更に活かし、「海」「森」「お茶」をテーマに、府域の均衡ある発展を実現するためのもうひとつの京都づくりを推進する。

「海の京都」事業については、京都縦貫自動車道の全線開通等により、京都府北部（宮津市・京丹後市・舞鶴市・福知山市・綾部市・伊根町・与謝野町）を中心とした人・ものの流れが増大することから、こうしたインパクトを最大限活かし、府北部地域を全国有数の競争力ある観光圏にしていくための施策を総合的かつ計画的に推進する。

「森の京都」事業については、芦生の森や美山かやぶきの里を有する京都府中部地域（亀岡市・南丹市・京丹波町・福知山市・綾部市・京都市右京区京北）において、我々の生命と文化を育んできた「森」について多面的な角度からとらえ、豊かな自然と文化に触れ、活かし、未来に受け継いでいくことで、貴重な京都の「森」が地域を元気にする大きな力となるよう、林業の活性化や森の文化の発信などを推進する。

「お茶の京都」事業については、茶生産地として最も長い歴史を有し、素晴らしい景観を形成するとともに、現在も最高品質の緑茶を生産している京都府南

部地域（宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村）において、日本遺産「日本茶８００年の歴史散歩」の認定や世界文化遺産登録に向けた取組を契機に、宇治茶をテーマにお茶生産の美しい景観維持やお茶産業の振興、お茶文化の発信などを推進する。

事業名	事業内容
「海の京都」事業	○ＤＭＯによる「海の京都」の持続的展開 ○ブランド観光地域の形成に向けた受入基盤の強化 ○「海の京都」ブランドのＰＲ
「森の京都」事業	○ＤＭＯによる「森の京都」の持続的展開 ○「森の京都」の魅力発信と受入基盤の強化 ○林業振興と森林文化の継承
「お茶の京都」事業	○ＤＭＯによる「お茶の京都」の持続的展開 ○宇治茶の文化の価値・魅力の発信、受入基盤の強化 ○「お茶の京都」を支えるお茶産業の新展開

（雇用開発・能力開発等の推進）

地域の雇用状況に的確に対応した雇用対策や人材の地方還流（UIJ ターン）を推進するとともに、勤労者一人ひとりが自らの能力を十分に発揮できるよう職業訓練の充実や非正規雇用の若年者のキャリアアップによる正規雇用化など質の向上を図る。

事業名	事業内容
京都ジョブパーク推進事業	京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて府民を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供
中小企業人材確保・多様な働き方推進事業	中小企業人材確保・多様な働き方推進センターとプロフェッショナル人材戦略拠点等が連携し、産業施策と雇用施策の一体的実施により、ものづくり産業を対象とした多様な質の高い雇用を創出

京都ＪＰカレッジ事業	社会人基礎力の習得を目的とした短期研修を実施し、正規雇用化を促進するとともに、障害者の社会適応力の強化を図り、一般就労を促進

４　地域における情報化

デジタル技術を活用した個別最適なサービスが京都府内全域で早期に広がり、地域産業の振興や、移住・定住の促進、安心して暮らせる地域づくりが推進されていくには、情報通信基盤の整備が不可欠であることから、地域における情報化を推進するため、次の支援を行う。

事業名	事業内容
情報通信格差是正事業	地理的に条件不利な地域における圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設の整備を支援

５　交通施設の整備、交通手段の確保の促進

高規格道路等の高速交通軸へのアクセス道路を引き続き整備推進するほか、歩行者・自動車の安全確保や道路利用者へのサービス向上を図る。

また、住民の生活の重要な交通手段である生活交通の維持・確保と地域に最適な公共交通ネットワークの構築を図る。

事業名	事業内容
国道（京都府管理分）	道路の整備 国道 162 号 国道 163 号 国道 178 号 国道 312 号 国道 482 号　他
府道	道路の整備 浜丹後線 宮津養父線 小坂青垣線 園部平屋線 宇治木屋線　他
生活交通ネットワーク構築支援事業	生活交通の確保 ・利用者（住民）に最適な、より便利で効果的・効率的な生活交通ネットワークの構築のため、市町村、乗合バス事業者等に対する路線維持費補助、車両導入経費補助等
地域公共交通計画（旧地域公共交通網形成計画）策定支援事業	地域公共交通活性化再生法に基づき、複数市町村及び交通事業社等が連携し策定する地域公共交通計画の策定に係る経費を補助

６　生活環境の整備

生活環境の改善や、府民の安心・安全確保のため次の支援を行う。

事業名	事業内容
簡易水道施設整備（ふるさとの水確保対策事業）費補助金	水道未普及地域の解消や安定給水の確保のため簡易水道施設等の整備について、国庫補助を受けて行う簡易水道等の水道未普及地域解消、統合整備及び災害復旧等に対して 1/10（災害復旧は 1/6）を補助
市町村上下水道経営基盤強化交付金 （浄化槽設置整備事業）	浄化槽の普及促進のため市町村が浄化槽の設置者に対してその設置に要する費用を助成する事業に対して、補助基準額の 1/3（以内）を補助（環境省所管の循環型社会形成推進交付金中の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業については、補助基準額の 1/4（以内）を補助）
市町村上下水道経営基盤強化交付金 （生活排水処理対策事業）	浄化槽の普及促進のため、市町村が設置主体となって行う浄化槽の整備に要する費用に対して、補助基準額の９％(以内)を補助（環境省所管の循環型社会形成推進交付金中の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業については、補助基準額の 7.5%（以内）を補助）
わがまちの消防団強化・応援事業	・消防団員の確保等、消防団が実施する取組や、中山間地域の救助救急力を高める「ふるさとレスキュー」の取組支援など、安心安全な地域づくりを支援 ・消防団車両や活動資機材等の整備に対する支援、消防団の主体的な取組（訓練、講習会、研修など）に対する交付金による応援、中山間地域で、消防団員を中心とした救助救急力を高める取組の支援　他
農村地域防災減災事業	農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図るため、農業用ため池等の農業用施設の防災減災対策を支援
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水利施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被

	害の発生を未然に防ぐ取組を支援。また、防災重点農業用ため池の廃止や監視管理体制の強化等、地域防災上のリスク管理に資する取組を支援

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（子育て環境の確保）

「京都府子育て環境日本一推進戦略」や「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」等に基づき、次の支援を行う。

事業名	事業内容
きょうと子育てピアサポートセンター事業	妊娠から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるため、市町村の「子育て世代包括支援センター（愛称：子育てピア）」の支援を行い、市町村、子育て団体、企業等とのネットワークを活かしたオール京都体制の子育て支援を展開
子ども・子育て支援整備（放課後児童クラブ・病児保育）	市町村が子ども・子育て支援法の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を図ることにより、放課後児童対策及び病児保育事業の推進を図るための支援を実施 ・施設整備費等に対して助成（補助率 1/3） 　放課後児童クラブ　基準額　31,525 千円 　病児保育施設　　　基準額　42,816 千円 （※基準額・補助率は、諸条件によって異なる）
保育士・保育所マッチング支援事業	保育士の安定的な確保を図るため、「保育人材マッチング支援センター」において、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を実施
結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市町村が行う住宅取得等の支援に要する経費に補助金を交付 ・子育て世帯・三世代同居等推進支援 　府１／２、市町村１／２

（高齢者等の保健及び福祉の向上）

京都府高齢者健康福祉計画等に基づき、次の支援を行う。

事業名	事業内容
高齢者日常生活サポート推進事業	介護保険法の改正に伴う新たな地域支援事業の実施に際し、生活支援等のサービスが、途切れることなく行われ、高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けられる取組として、サポート団体立ち上げやサ

	ービス利用者への支援を実施 ・地域住民自らが地域の高齢者の日常生活をサポートする団体を立ち上げ、高齢者をサポートする住民参加型の支え合いの仕組みづくりを行う市町村に補助（上限 2,000 千円） ・介護保険サービス以外の日常的な生活援助にかかる利用料を補助（利用料の１／２以内、利用者一人あたり限度額 5 千円）
介護予防安心住まい推進事業	高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に生活できるよう、高齢者の転倒防止等のため、住宅改修経費を助成（補助率 2/3、上限 160 千円）
福祉有償運送支援事業	介護保険法の改正により、高齢者の移動手段確保のための移送サービスが地域支援事業に位置付けられ、今後、福祉有償運送支援事業の重要性が増すことから新規参入や既存事業者を支援するため、福祉有償運送業者の車両購入、車両改修費を助成（補助率 1/2、車両購入上限 1,500 千円、車両改修上限 300 千円）

８　医療の確保

　無医地区や医師不足地域における医療の確保、救急医療に関する搬送体制の充実のため次の支援を行う。

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	府立医科大学附属北部医療センターの運営 ・北部地域における医療の確保 府立看護学校の運営 ・北部地域における看護師の養成・確保のための府立看護学校の運営 自治医科大学運営費分担金の負担 ・自治医科大学における医師養成事業に対する負担 へき地医療対策事業 ・へき地医療拠点病院 ・へき地医療支援機構の運営に要する経費に対する補助 ドクターヘリ運航事業 ・関西広域連合による３府県ドクターヘリ、大阪府ドクターヘリ、京滋ドクターヘリの運航を実施
へき地医師派遣事業	へき地医療拠点病院が行うへき地診療所への医師派遣に対して、補助基準額の 10/10（以内）を補助
へき地医療拠点病院施設・設備整備費補助	へき地医療拠点病院が行う施設・設備整備に対して、補助基準額の 10/10（以内）を補助
へき地診療所施設・設備整備費補助	へき地診療所が行う施設・設備整備に対して、補助基準額の 1/2（以内）を補助

９　教育の振興

教育の振興のため次の支援を行う。

事業名	事業内容
府立学校施設整備	府立学校施設の長寿命化対策等を実施
私立高等学校あんしん修学支援事業	私立高校生の修学を支援するため、授業料等を助成

１０　集落の整備

　地域固有の資源である景観の保全や、集落の活性化・持続的発展のため次の支援を行う。

事業名	事業内容
京のむらづくり推進事業	中山間地域の人口減少に対応するため、共同活動の効率化と外部人材の活用で持続可能な地域運営体制の構築を推進

１１　地域文化の振興等

地域文化の振興及び保存のため、次の支援を行う。

事業名	事業内容
重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助事業	重要伝統的建造物群保存地区の適切な保全を実施している南丹市美山町北地区、与謝野町加悦地区及び伊根町伊根浦地区において、茅葺屋根葺替や舟屋修理等の伝統的な町並みを保存する事業に対し補助
新・文化芸術振興助成事業	国民文化祭実施事業の継続・定着、新たな文化創造や地域の特性を活かした個性あふれる事業を実施する市町村や団体を支援
文化の心次世代継承事業	子どもたちの豊かな心や創造性を育むとともに、京都において先人から受け継がれてきた文化の心を次世代に継承することを目的として、府域の児童生徒に対し、茶道や華道をはじめとする生活文化等を体感する機会を提供
文化財保存活用事業	地域の文化財の総合的かつ一体的な保存・活用を推進するため、市町村文化財保存活用地域計画の策定支援及びその前提となる地域の文化財を把握するための調査事業や策定後の保存・活用事業の実施を支援 地域全体の文化財保存・活用を、府立郷土資料館等が実施又は支援

１２　再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの導入促進に加えて、利用拡大に向けて支援を行う。

また、２０５０年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向け地域発の脱炭素社会や循環型社会が実現できるよう次の支援を行う。

事業名	事業内容
再生可能エネルギー導入加速化事業	再エネ導入相談窓口を設置するとともに、停電時に地域で活用できる再エネ設備等の導入に対する助成や、初期投資ゼロで設置する太陽光発電設備導入に対する助成を実施
脱炭素行動促進事業	家庭への太陽光発電設備と蓄電池の同時導入に対する助成や、事業所や農地、駐車場等への太陽光発電設備の導入に対する助成を実施
省エネ型ビジネス促進事業	省エネ診断、設備更新補助等により中小企業からの排出削減の支援を実施

予算特別委員会農商工労働分科会
議案審査依頼表

議案番号	件　　　　　　　　　名
1	令和７年度京都府一般会計補正予算（第４号） 歳入中　　第　９　款　国庫支出金 　　　　　　　第　１　項 　　　　　　　第　２　項　第　５　目 　　　　　　　　　　　　　第　６　目 歳出中　　第　６　款　農林水産業費 　　　　　第　７　款　商　工　費 繰越明許費
7	京都府豊かな森を育てる府民税条例及び京都府豊かな森を育てる基金条例一部改正の件

令和７年９月府議会定例会

説　明　資　料
（審査依頼議案）

予算特別委員会　農商工労働分科会

商工労働観光部

説 明 資 料　　目 次

第１号議案　　令和７年度京都府一般会計補正予算（第４号）中、所管事項 ・・・１

第１号議案　令和７年度京都府一般会計補正予算（第４号）

◇商工労働観光部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
総　務　費	２２，０００	0	２２，０００
労　働　費	４，２５８，２０８	0	４，２５８，２０８
商　工　費	１５９，８１９，４３１	２８０，０００	１６０，０９９，４３１
計	１６４，０９９，６３９	２８０，０００	１６４，３７９，６３９

◇令和７年度９月補正予算（案）主要事項

（単位：千円）

事　　項	予算額	財源内訳		事 業 概 要
		特　定	一　般	
経営基盤強化推進事業費	280,000	国 280,000	―	中小企業者の賃上げが可能となるような経営基盤強化を図るため、即効的な経費削減効果がある設備投資等に対し支援

令和７年９月府議会定例会

説　明　資　料
（審査依頼議案）

予算特別委員会　農商工労働分科会

農 林 水 産 部

説 明 資 料（ 審 査 依 頼 議 案 ）目 次

第１号議案　　令和７年度京都府一般会計補正予算（第４号）中、所管事項・・・・・・１

第７号議案　　京都府豊かな森を育てる府民税条例及び京都府豊かな森を育てる基金条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第１号議案　　令和７年度京都府一般会計補正予算（第４号）

◇　農林水産部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
農林水産業費	１８，８５６，３９６	１５２，０００	１９，００８，３９６
災害復旧費	２１５，２６５	０	２１５，２６５
計	１９，０７１，６６１	１５２，０００	１９，２２３，６６１

◇　令和７年度９月補正予算（案）　主要事項

（単位：千円）

事　　項	予算額	財　源　内　訳		事　業　の　概　要
		特定財源	一般財源	
営農継続支援事業費	140,000	国　117,000 起　18,000	5,000	記録的な高温・渇水被害により、経営が厳しい状況にある農業者等の営農継続を図るため、緊急的な渇水対策の実施や高温・渇水に強い農業の振興に向けた施策を実施
渇水緊急対策事業費	50,000	国　47,000	3,000	農業水利施設におけるポンプ整備への支援など、緊急的な渇水対策を実施
農作物生産確保対策事業費	90,000	国　70,000 起　18,000	2,000	土壌改良資材の購入経費支援など、農作物の収量・品質を維持する取組を実施

事　　項	予算額	財　源　内　訳		事　業　の　概　要
		特定財源	一般財源	
有害鳥獣総合対策事業費	12,000	国　　8,000	4,000	ツキノワグマによる人身被害の未然防止・安全確保のための体制を構築するため、市町村が行う緊急銃猟に係る取組を支援

<u>◇　繰越明許費</u>

款	項	事　業　名	金　額（千円）
６　農林水産業費	４　農　　地　　費	土　地　改　良　費	１１２，０００
	５　林　　業　　費	治　　山　　費	２７２，０００

第７号議案
京都府豊かな森を育てる府民税条例及び京都府豊かな森を育てる基金条例一部改正の件

１　改正の理由

令和７年度末をもって個人の府民税均等割の税率の特例期間が満了する豊かな森を育てる府民税に係る当該特例期間を延長するとともに、京都府豊かな森を育てる基金条例の有効期間を延長するため。

２　改正の内容

⑴ 京都府豊かな森を育てる府民税条例（平成 27 年京都府条例第 58 号）

ア　個人の府民税均等割の税率の特例期間を令和 12 年度まで５年間延長する。（第３条）

イ　その他所要の規定整備を行う。（第２条、第３条）

⑵ 京都府豊かな森を育てる基金条例（平成 27 年京都府条例第 59 号）

条例の有効期間を令和 14 年５月 31 日まで５年間延長する。（附則第２項）

３　施行期日

公布の日

京都府豊かな森を育てる府民税について

令 和 ７ 年 ９ 月
農 林 水 産 部

令和７年度に第２期の最終年を迎える「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下、府民税という）について、パブリックコメントを実施し、第３期（令和８年度から 12 年度）に向けた方向性の最終案を取りまとめましたので、下記のとおり概要を御報告します。

記

１　パブリックコメントの状況

意見募集期間：令和７年７月９日から令和７年７月 31 日まで（23 日間）
意見提出件数：104 人・111 件

２　パブリックコメントの主な意見と府の考え方

項目	主な意見	府の考え方
府民税の継続	都会に住む私たちも、空気や水など森林の恩恵を受けて生活しており、森林を守る対策を進めるため、物価は上がっているが、今までと変わらず税額が 600 円であれば、府民税は継続すべきと考える。	森林が持つ多様な機能は、広く府民が恩恵を受けていることに鑑み、現制度を維持した上で府民税を継続し、森林の保全や森林資源の循環利用の促進に活用してまいりたいと考えております。
	山間部は高齢化が進み、自力で作業ができないため、流木などを撤去する防災対策は必要と感じており、事業の実施にあたっては、森林から遠い下流に住む方の理解を得ることが大事だと思う。	森林の防災機能を高めるため、府民税を活用した危険木の撤去などの対策を進めるとともに、下流に住む方にも防災対策の重要性を理解していただけるよう啓発してまいりたいと考えております。
	木材で公共施設などが整備されることにより、森林の保全に繋がっていると解れば、都市部の住民も、府民税の必要性を理解しやすいと考えるので、木材利用の促進について一層ＰＲしていただきたい。	森林資源の循環利用を促進することで、森林の適正管理に繋がることから、府民税で多くの方が利用する公共施設の木造・木質化を進め、府民の皆様に木材の魅力を伝える機会を創出し、木材利用の必要性をＰＲしてまいりたいと考えております。
	府民税を延長せず、限られた財源の中で、防災対策など府民生活の安心安全に直結する事業に集中して実施するべきと考える。	激甚化する災害への対策の必要性を鑑み、今後５年間で必要となる財政需要を算出したところ、安定的な財源により計画的に執行する必要があるため、府民税を延長し、防災対策の強化に繋がる事業を継続したいと考えております。
	府民税が具体的に何に使われているのか、また、どのような効果があるのか解らないので府民税を継続することに反対する。	府民税で実施した事業は、透明性を確保するため、引き続き、毎年の取組に対する事業評価を行うとともに、使途や評価の結果について、府民の皆様により解りやすく公表してまいりたいと考えております。 また、事業実施箇所に看板を設置するなど、府民税の実施期間中のＰＲにも努めてまいりたいと考えております。
市町村交付金及び森林環境譲与税との役割分担	市町村交付金の使われ方が、森林の保全に繋がっているのか疑問に思うこともあったが、使途の限定により、府民税が適切に使われるようになると考える。	同じ使途に活用できる府民税と森林環境譲与税について、府民の皆様の理解を得るために、使途を限定することで、役割分担を明確にしたところであり、両税を有効に活用して森林の保全に努めてまいりたいと考えております。
	府民税と森林環境譲与税の使途が重複しても、森林の保全を進めるべきであり、役割分担を明確にすることは不要と考える。	

３　第３期の「京都府豊かな森を育てる府民税」について（最終案）の概要

（最終案は別添１のとおり）

（１）府民税の継続の必要性

・事業の成果や行政需要を踏まえると、これまでの取組を更に強化して進めていく必要があるため、課税額、徴収方法、使途については現制度を維持した上で、更に５年間延長する。

＜課税方法及び使途等＞

課税期間：５年間（令和８年度～12 年度）
課税方式：個人府民税均等割の超過課税方式
課 税 額：年額６００円
使　　途：①森林の整備及び保全
②森林資源の循環利用
③森林の多様な重要性に関する府民理解の促進

※ 強化ポイント

・防災対策の強化
→これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を実施する。

・木材利用の拡大
→これまでの住宅等の民間建築物への支援に加え、戦略的に木材の魅力を発信するため、多くの府民が利用する PR 効果の高いランドマークとなる公共施設の木造・木質化を実施する。

（２）市町村交付金について

・森林環境譲与税との役割分担を図るため、従来の一律交付から、使途を防災対策や木材利用に限定した申請方式へと見直しを行う。

・使途の限定により、市町村交付金の予算規模は縮小できると見込まれるので、それにより生じた財源は府が強化する施策に充当する。（予算規模は市町村の活用実績を踏まえ決定する）

（３）森林環境譲与税との役割分担

・森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく森林の整備など市町村の実情に応じた取組に活用する。

・府民税は、森林環境譲与税と使途が重複しないよう、主に府が重点的に進める取組（防災対策、木材利用）に活用する。

第３期の「京都府豊かな森を育てる府民税」について（最終案）

１　第３期の趣旨

「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下「府民税」といいます。）は、森林の多面的機能の維持・増進を図り、府民生活の安心・安全を確保することを目的として、平成 28 年度に導入し、「森林の整備及び保全」、「森林資源の循環利用」、「森林の多様な重要性に関する府民理解の促進」に活用してきたところです。

府民税の課税期間は５年を１期とし、第２期に入った令和３年度からは、近年の集中豪雨等による災害の発生状況を踏まえ、府民税を活用した事業費の６割以上を防災・減災対策に充当し、森林内において流木災害が発生するおそれのある倒木や枯損木等の危険木の除去、さらには、インフラ施設や人家裏周辺での倒木のおそれのある危険木の伐採など、府内各地で取組を進めております。

また、森林資源の循環利用や森林の多様な重要性に関する府民理解の促進についても、住宅をはじめ民間の商業施設への木造・木質化に係る府内産木材の導入支援や、地域住民を対象とした木育や森林学習などの森林・林業の普及・啓発イベントにも取り組んできたところです。

この度、令和７年度に第２期の最終年を迎えることから、第３期に向けた府民税の方向性について、有識者会議による検討を重ねてまいりました。その結果、令和８年度以降の５年間も、これまでの成果と課題を踏まえた上で、引き続き、森林の多面的機能を維持・増進するための取組を継続し、より効果的な施策の展開による持続可能な森林づくりを進めるとともに、毎年の事業の評価や使途の公表、さらには事業実施箇所に府民税のＰＲ看板を設置するなど、より一層府民の皆様に解りやすく伝えていくことで、府民税に対する理解が深まるよう努めてまいります。

２　第３期に向けた方向性

（１）府民税の継続

ア　財政需要

府民の生活の安心・安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等の森林の多面的機能を維持・増進していくことが重要です。

有識者会議においては、現在の森林を取り巻く状況を考慮すると、森林の多面的機能の維持・増進を一層図るため、「森林の整備及び保全」、「森林資源の循環利用」、「森林の多様な重要性に関する府民理解の促進」に係る対策を、引き続き実施していくことが必要との意見をいただいたところです。

特に、激甚化する災害への対策の必要性を鑑みると、財源を縮小する時期ではないと考えられることから、防災対策をはじめ府民税を財源とした今後５年間の財政需要を算出いたしますと、国の補助事業など既存の財源だけでは対応することが困難な状況にあります。

こうしたことから、府民税を継続することとし、課税期間を５年間延長することとします。

イ　強化ポイント

近年の想定を上回る局地的な集中豪雨により、小規模な山腹斜面や渓流など、保安林に指定されていない箇所においても土砂や倒木が流出するなど、災害発生リスクのあるエリアが拡大しており、有識者会議における検討結果や市町村の意見を踏まえ、府民税を活用した取り組みを継続し、防災対策を一層強化する必要があります。

また、府民の暮らしや環境保全に大きく寄与する京都の森林は府民共有のかけがえのない財産であり、豊富な森林資源の循環利用を促進することで、森林の適正管理につなげることが大変重要です。

そのためには、森林が持つ環境効果を含め、木材利用に対する意識も高まっている状況を好機と捉え、木材需要の多くを占める建築物への利用を図る必要があります。

・防災対策の強化

⇒これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を実施

・木材利用の拡大

⇒これまでの住宅等の民間建築物への支援に加え、戦略的に木材の魅力を発信するため、多くの府民が利用するPR効果の高いランドマークとなる公共施設の木造・木質化を実施

ウ　課税の仕組み

森林の多面的機能の恩恵は、広く府民全体が享受しており、その財源負担については全ての府民が等しく分かち合うことが重要であることから、従来と変わらず、個人府民税均等割の超過課税方式とし、年額600円の課税とします。

また、個人府民税均等割の超過課税は、使途が限定されない普通税に区分されることから、使途を明確化する必要があると考えております。そのため、従来と同様に、毎年の事業について税収の使途や評価結果の公表を行い、事業の透明性を確保するとともに、「京都府豊かな森を育てる府民税基金」により税収を積み立て、各年度の必要となる額を取り崩して事業に充当することで、一般財源とは区別して財源を管理し、会計処理上の明確化を図ることとします。

＜第３期の概要＞

課税期間：５年間（令和８年度～12年度）
課税方式：個人府民税均等割の超過課税方式
課 税 額：年額６００円
使　　途：①森林の整備及び保全
②森林資源の循環利用
③森林の多様な重要性に関する府民理解の促進

（２）市町村交付金の取扱い

森林環境譲与税との役割分担を図るため、従来の一律交付から、使途を府が強化して取り組む防災対策や木材利用に限定した申請方式へと見直しを図り、市町村における地域ニーズに応じたきめ細やかな取組に活用いただくことで、府の取組との両輪で対策を講じてまいります。

（３）森林環境譲与税との役割分担

森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく森林の整備など市町村の実情に応じた取組に活用し、府民税は、森林環境譲与税と使途が重複しないよう、主に府が重点的に進める取組（防災対策、木材利用）に活用してまいります。

令和６年度に実施した京都府豊かな森を育てる府民税事業の評価について

令 和 7 年 9 月
農 林 水 産 部

「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下、府民税という）を活用して実施した事業につきましては、毎年度、事業の進捗や効果について有識者会議を開催し、評価・検証の上、公表しているところです。

この度、府民税の第３期に向けた方向性の取りまとめに際し、令和６年度に実施した府民税事業の評価について有識者会議に諮りましたので、下記のとおり、その結果を御報告します。

記

１　有識者会議の開催結果

（１）有識者会議の開催日：令和７年８月26日（火）

（２）有識者の意見等

ア　府民税事業全体に対する評価の総括

○地域ニーズに応じて事業が実施されており、到達目標も概ね達成していることから、府の自己評価は妥当である。

○府民税の必要性に対する理解が深まるよう、森林が持つ多様な機能や資源の循環利用の重要性など、府民に対し解りやすい方法で普及啓発していくことが必要である。

イ　各事業に対する評価

（ア）森林の整備及び保全

○地域ニーズに添って実施している危険木の除去などの防災対策は、流木災害の未然防止に繋がる効果的な取組として評価できる。

○局地的な豪雨が頻発する中、森林が持つ多面的機能を向上させるため、継続的な森林の整備及び保全を進めていくことが必要である。

（イ）森林資源の循環利用

○建築物に対する木造・木質化への支援は、森林資源の循環利用を進める上で重要な事業であり評価できる。

○府内産木材の利用を一層促進するためには、府民に対し森林資源の循環利用の重要性を啓発し、木材利用に対する意識をさらに醸成していくことが重要である。

（ウ）森林の重要性の啓発

○森林の重要性についての評価は、イベント等の参加者数に加えて、参加者にアンケートを実施するなど、森林に対する理解度を把握することが必要である。

２　評価結果の公表

令和７年10月　令和６年度の事業実績及び有識者会議の評価結果について、府ホームページで公表

（参 考）令和６年度府民税事業（府実施事業）の実績と自己評価

使途分野 （事業費（割合））	主な事業実績		自己評価
	主な指標	実績値 （目標値）	
Ⅰ　森林の整備及び保全 （389,573千円 （80.2%））	・山地災害危険地区の整備	28箇所 （20箇所）	流木等の原因となる危険木の集中的な撤去、風倒木跡地の整理・植栽などにより森林の防災機能の向上に繋げることができた。
	・再造林への補助 ・花粉症対策苗木の生産量	70ha （103ha） 8.5万本 （8.5万本）	森林所有者等への再造林の必要性の周知により一定の理解が進み、実績は昨年度より増加しており、目標の達成に向けて、主伐・再造林を一層促進していく必要がある。
	・里山林の整備	47箇所 （60箇所）	昨年度から実績が微減し、目標を下回ったものの、地域における一定のニーズを把握し、取組を進めることができた。
Ⅱ　森林資源の循環利用 （82,008千円 （16.9%））	・木造・木質化への支援 住宅・非住宅　132件　1,963㎥ ［175件　1,910㎥］ ・木製品の導入　45件 ［ 42件　213㎥］ ※[]は昨年度実績値		住宅・民間施設等への府内産木材の利用に対する支援と併せて、木材利用に係る広報を積極的に行い、府民が京都の木を身近に感じる機会を創出し、昨年度より木材利用量が増加した。
Ⅲ　森林の重要性の啓発 （14,271千円 （2.9%））	・森林の多様な機能への府民理解の促進	845人 （600人）	森林環境学習や木材を活用したワークショップの開催や、商業施設への展示などを活用し、多くの府民が森林の重要性を体感する機会を創出することができた。
計485,852千円	※別途、市町村交付金199,988千円。全合計685,840千円。		

（参 考）有識者会議メンバー（７名）　**【五十音順】**

氏名	分野	役職等
愛甲（あいこう）　政利（まさとし）	木材利用	(一社)京都府木材組合連合会 副会長
川勝（かわかつ）　健志（たけし）	学識経験者（税制）	京都府立大学公共政策学部 教授
栗山（くりやま）　浩一（こういち）	学識経験者（環境経済）	京都大学大学院農学研究科 教授
篠部（しのべ）　幸雄（ゆきお）	府民協働	京都森林インストラクター会 会長
長島（ながしま）　啓子（けいこ）	学識経験者（森林計画）	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
三好（みよし）　岩生（いわお）	学識経験者（防災関係）	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
森井（もりい）　一彦（かずひこ）	森林組合	京都府森林組合連合会 代表理事専務